

新	旧	備考
<p data-bbox="493 568 949 658">石狩湾新港管理組合 総合評価落札方式実施要領</p> <p data-bbox="606 1168 836 1210">令和7年3月</p> <p data-bbox="553 1493 892 1534">石狩湾新港管理組合</p>	<p data-bbox="1825 568 2282 658">石狩湾新港管理組合 総合評価落札方式実施要領</p> <p data-bbox="1939 1168 2169 1210">令和6年5月</p> <p data-bbox="1885 1493 2225 1534">石狩湾新港管理組合</p> <p data-bbox="2545 1752 2678 1793"><b>(表紙)</b></p>	<p data-bbox="2712 1178 2978 1210">※表紙の日付の変更</p>

「石狩湾新港管理組合総合評価落札方式」新旧対照表

新	旧	備考
<p>② 品質管理に係る技術的所見</p> <p>当該工事において、重要度の高い工事的物を明示したうえで、これに係る品質管理について、技術的所見を求める。品質管理において求める技術的所見は、仕様書等に規定されている一般的・標準的な技術を求めているものではなく、工事的物の品質を確保するための、より確実かつ向上させるような技術的な工夫を求めるものである。</p> <p>重要度の高い工事的物において、品質のより確実な確保又は品質の向上を図るための品質管理に係る技術的所見について、以下の事項のうち、工事の性格等に応じて、コンクリート構造物、土工、軟弱地盤対策等の評価テーマを設定したうえで、2 事項を選択することを基本とする。</p> <p>ア 重要度の高い工事的物の品質の確保・向上を図るために行う使用材料や機材等における技術的な工夫に関する事項</p> <p>イ 重要度の高い工事的物の品質の確保・向上を図るため、当該工事的物の施工中に行う品質管理に係る技術的な工夫に関する事項</p> <p>ウ 重要度の高い工事的物の品質の確保・向上を図るため、当該工事的物の施工後※かつ工事期間内に行う品質管理に係る技術的な工夫に関する事項</p> <p>（※ ここでいう施工後とは、工事全体の完了ではなく、重要度の高い工事的物を建設するにあたってのポイントとなる施工上又は工種の区切りを指すもので、施工後の例をいかに示す。 コンクリート打設後、載荷盛土施工後、アンカー施工後、地盤改良施工後、場所打ち杭掘削完了後など）</p> <p>エ その他（個別の工事毎に、具体的に設定）</p> <p>③ 施工上の対処すべき技術的所見</p> <p>当該工事における現地条件等を踏まえ、施工上の対処すべき技術的所見を求める。施工上の対処すべき技術的所見は、仕様書等に規定されている対応方法に加えて、より安全で、より効果的となるような技術的な工夫を求めるものであり、以下の事項のうち、工事の性格等に応じて、2 事項を選択することを基本とする。</p> <p>ア 自然環境への影響を少なくするための技術的な工夫に関する事項</p> <p>イ 社会環境（周辺施設等）への影響を少なくするための技術的な工夫に関する事項</p> <p>ウ より安全・安心な作業現場環境を確保するための安全管理等に係る技術的な工夫に関する事項</p> <p>エ 一般交通の安全確保等のために行う、より効果的な交通安全対策に係る技術的な工夫に関する事項</p> <p>オ その他①（発注者が個別の工事毎に、具体的に設定）</p> <p>カ その他②（入札参加者による独自設定）*1</p> <p>（*1 他の所見や提案内容と重複しないこと）</p> <p>【注意事項】</p> <p>求める項目及び求める事項は、工事技術的難易度評価における大項目（「構造物条件」、「技術特性」、「自然条件」、「社会条件」、「マネジメント特性」）及び小項目（規模・形状等の構造物の条件、工法等の技術特性、気象等の自然条件、騒音振動等の社会条件、安全管理等のマネジメント特性など）の評価結果を参考に、工事の性格・内容等に応じて、重要度の高い項目を選択すること。なお、工事技術的難易度評価の項目と、技術的所見の求める項目・事項との関連性を、次表のとおり参考に示す。</p>	<p>② 品質管理に係る技術的所見</p> <p>当該工事において、重要度の高い工事的物を明示したうえで、これに係る品質管理について、技術的所見を求める。品質管理において求める技術的所見は、仕様書等に規定されている一般的・標準的な技術を求めているものではなく、工事的物の品質を確保するための、より確実かつ向上させるような技術的な工夫を求めるものである。</p> <p>重要度の高い工事的物において、品質のより確実な確保又は品質の向上を図るための品質管理に係る技術的所見について、以下の事項のうち、工事の性格等に応じて、コンクリート構造物、土工、軟弱地盤対策等の評価テーマを設定したうえで、2 事項を選択することを基本とする。</p> <p>ア 重要度の高い工事的物の品質の確保・向上を図るために行う使用材料や機材等における技術的な工夫に関する事項</p> <p>イ 重要度の高い工事的物の品質の確保・向上を図るため、当該工事的物の施工中に行う品質管理に係る技術的な工夫に関する事項</p> <p>ウ 重要度の高い工事的物の品質の確保・向上を図るため、当該工事的物の施工後※かつ工事期間内に行う品質管理に係る技術的な工夫に関する事項</p> <p>（※ ここでいう施工後とは、工事全体の完了ではなく、重要度の高い工事的物を建設するにあたってのポイントとなる施工上又は工種の区切りを指すもので、施工後の例をいかに示す。 コンクリート打設後、載荷盛土施工後、アンカー施工後、地盤改良施工後、場所打ち杭掘削完了後など）</p> <p>エ その他（個別の工事毎に、具体的に設定）</p> <p>③ 施工上の対処すべき技術的所見</p> <p>当該工事における現地条件等を踏まえ、施工上の対処すべき技術的所見を求める。施工上の対処すべき技術的所見は、仕様書等に規定されている対応方法に加えて、より安全で、より効果的となるような技術的な工夫を求めるものであり、以下の事項のうち、工事の性格等に応じて、2 事項を選択することを基本とする。</p> <p>ア 自然環境への影響を少なくするための技術的な工夫に関する事項</p> <p>イ 社会環境（周辺施設等）への影響を少なくするための技術的な工夫に関する事項</p> <p>ウ より安全・安心な作業現場環境を確保するための安全管理等に係る技術的な工夫に関する事項</p> <p>エ 一般交通の安全確保等のために行う、より効果的な交通安全対策に係る技術的な工夫に関する事項</p> <p>オ その他①（発注者が個別の工事毎に、具体的に設定）</p> <p>カ その他②（入札参加者による独自設定）</p> <p>【注意事項】</p> <p>求める項目及び求める事項は、工事技術的難易度評価における大項目（「構造物条件」、「技術特性」、「自然条件」、「社会条件」、「マネジメント特性」）及び小項目（規模・形状等の構造物の条件、工法等の技術特性、気象等の自然条件、騒音振動等の社会条件、安全管理等のマネジメント特性など）の評価結果を参考に、工事の性格・内容等に応じて、重要度の高い項目を選択すること。なお、工事技術的難易度評価の項目と、技術的所見の求める項目・事項との関連性を、次表のとおり参考に示す。</p>	<p>※北海道に準拠して改正（留意事項について追記）</p>

新		旧		備考																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
<p>工事技術的難易度評価小項目と主に対応すると想定される「簡易な施工計画」の項目</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th rowspan="2">事項</th> <th colspan="16">工事技術的難易度評価項目</th> </tr> <tr> <th colspan="3">構造物条件</th> <th colspan="2">技術特性</th> <th colspan="3">自然条件</th> <th colspan="4">社会条件</th> <th colspan="4">マネジメント特性</th> </tr> <tr> <th>規模</th> <th>形状</th> <th>その他</th> <th>工法</th> <th>その他</th> <th>湧水・地下水</th> <th>軟弱地盤</th> <th>作業用道路ヤード</th> <th>気象・海象</th> <th>その他</th> <th>地中障害物</th> <th>近接施工</th> <th>騒音・振動</th> <th>水質汚濁</th> <th>作業用道路ヤード</th> <th>現道作業</th> <th>その他</th> <th>他工区調整</th> <th>住民対応</th> <th>関係機関対応</th> <th>工程管理</th> <th>品質管理</th> <th>安全管理</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">① 工程管理に係る技術的所見</td> <td>異常気象等の緊急時の対応について、工程遅延防止のためにあらかじめ対処しておくべき技術的な工夫</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>△</td> <td>△</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>△</td> <td>△</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>工期等の制約条件がある場合において、所定の工期内に完成させるために、主たる工種において作業の効率化を図る技術的な工夫</td> <td>○</td> <td>△</td> <td></td> <td>△</td> <td>△</td> <td>△</td> <td>△</td> <td></td> <td></td> <td>△</td> <td>△</td> <td>△</td> <td>△</td> <td>△</td> <td>△</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>複数工事による輻輳や周辺環境への影響等の制約条件がある場合において、工程遅延防止のための作業の円滑化等を目的として、あらかじめ対処しておくべき技術的な工夫</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>△</td> <td>△</td> <td>△</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">② 品質管理に係る技術的所見</td> <td>重要度の高い工事目的物の品質の確保・向上を図るために行う使用材料や機材等における技術的な工夫</td> <td>△</td> <td>○</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>重要度の高い工事目的物の品質の確保・向上を図るため、当該工事目的物の施工中に行う技術的な工夫</td> <td>△</td> <td>○</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>重要度の高い工事目的物の品質の確保・向上を図るため、当該工事目的物の施工後かつ工事期間内に行う技術的な工夫</td> <td>△</td> <td>○</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">③ 施工上の対処すべき技術的所見</td> <td>自然環境への影響を少なくするための技術的な工夫</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>社会環境（周辺施設等）への影響を少なくするための技術的な工夫</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>より安全・安心な作業現場環境を確保するための安全管理等に係る技術的な工夫</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>一般交通の安全確保等を行う、より効果的な交通安全対策に係る技術的な工夫</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他②</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※ ○：主に対応すると想定される項目、△：対応が想定される項目</p>		項目	事項	工事技術的難易度評価項目																構造物条件			技術特性		自然条件			社会条件				マネジメント特性				規模	形状	その他	工法	その他	湧水・地下水	軟弱地盤	作業用道路ヤード	気象・海象	その他	地中障害物	近接施工	騒音・振動	水質汚濁	作業用道路ヤード	現道作業	その他	他工区調整	住民対応	関係機関対応	工程管理	品質管理	安全管理	その他	① 工程管理に係る技術的所見	異常気象等の緊急時の対応について、工程遅延防止のためにあらかじめ対処しておくべき技術的な工夫	○				△	△	○						△	△										工期等の制約条件がある場合において、所定の工期内に完成させるために、主たる工種において作業の効率化を図る技術的な工夫	○	△		△	△	△	△			△	△	△	△	△	△					○				複数工事による輻輳や周辺環境への影響等の制約条件がある場合において、工程遅延防止のための作業の円滑化等を目的として、あらかじめ対処しておくべき技術的な工夫	○				△	△	△										○	○	○					その他																								② 品質管理に係る技術的所見	重要度の高い工事目的物の品質の確保・向上を図るために行う使用材料や機材等における技術的な工夫	△	○		○	○	○	○													○				重要度の高い工事目的物の品質の確保・向上を図るため、当該工事目的物の施工中に行う技術的な工夫	△	○		○	○	○	○													○				重要度の高い工事目的物の品質の確保・向上を図るため、当該工事目的物の施工後かつ工事期間内に行う技術的な工夫	△	○		○	○	○	○													○				その他																								③ 施工上の対処すべき技術的所見	自然環境への影響を少なくするための技術的な工夫					○	○	○																	社会環境（周辺施設等）への影響を少なくするための技術的な工夫									○	○	○	○	○											より安全・安心な作業現場環境を確保するための安全管理等に係る技術的な工夫																						○		一般交通の安全確保等を行う、より効果的な交通安全対策に係る技術的な工夫																						○		その他①																								その他②																								<p>工事技術的難易度評価小項目と主に対応すると想定される「簡易な施工計画」の項目</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th rowspan="2">事項</th> <th colspan="16">工事技術的難易度評価項目</th> </tr> <tr> <th colspan="3">構造物条件</th> <th colspan="2">技術特性</th> <th colspan="3">自然条件</th> <th colspan="4">社会条件</th> <th colspan="4">マネジメント特性</th> </tr> <tr> <th>規模</th> <th>形状</th> <th>その他</th> <th>工法</th> <th>その他</th> <th>湧水・地下水</th> <th>軟弱地盤</th> <th>作業用道路ヤード</th> <th>気象・海象</th> <th>その他</th> <th>地中障害物</th> <th>近接施工</th> <th>騒音・振動</th> <th>水質汚濁</th> <th>作業用道路ヤード</th> <th>現道作業</th> <th>その他</th> <th>他工区調整</th> <th>住民対応</th> <th>関係機関対応</th> <th>工程管理</th> <th>品質管理</th> <th>安全管理</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">① 工程管理に係る技術的所見</td> <td>異常気象等の緊急時の対応について、工程遅延防止のためにあらかじめ対処しておくべき技術的な工夫</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>△</td> <td>△</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>△</td> <td>△</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>工期等の制約条件がある場合において、所定の工期内に完成させるために、主たる工種において作業の効率化を図る技術的な工夫</td> <td>○</td> <td>△</td> <td></td> <td>△</td> <td>△</td> <td>△</td> <td>△</td> <td></td> <td></td> <td>△</td> <td>△</td> <td>△</td> <td>△</td> <td>△</td> <td>△</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>複数工事による輻輳や周辺環境への影響等の制約条件がある場合において、工程遅延防止のための作業の円滑化等を目的として、あらかじめ対処しておくべき技術的な工夫</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>△</td> <td>△</td> <td>△</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">② 品質管理に係る技術的所見</td> <td>重要度の高い工事目的物の品質の確保・向上を図るために行う使用材料や機材等における技術的な工夫</td> <td>△</td> <td>○</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>重要度の高い工事目的物の品質の確保・向上を図るため、当該工事目的物の施工中に行う品質管理に係る技術的な工夫</td> <td>△</td> <td>○</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>重要度の高い工事目的物の品質の確保・向上を図るため、当該工事目的物の施工後かつ工事期間内に行う品質管理に係る技術的な工夫</td> <td>△</td> <td>○</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">③ 施工上の対処すべき技術的所見</td> <td>自然環境への影響を少なくするための技術的な工夫</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>社会環境（周辺施設等）への影響を少なくするための技術的な工夫</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>より安全・安心な作業現場環境を確保するための安全管理等に係る技術的な工夫</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>一般交通の安全確保等を行う、より効果的な交通安全対策に係る技術的な工夫</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他②</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※ ○：主に対応すると想定される項目、△：対応が想定される項目</p>		項目	事項	工事技術的難易度評価項目																構造物条件			技術特性		自然条件			社会条件				マネジメント特性				規模	形状	その他	工法	その他	湧水・地下水	軟弱地盤	作業用道路ヤード	気象・海象	その他	地中障害物	近接施工	騒音・振動	水質汚濁	作業用道路ヤード	現道作業	その他	他工区調整	住民対応	関係機関対応	工程管理	品質管理	安全管理	その他	① 工程管理に係る技術的所見	異常気象等の緊急時の対応について、工程遅延防止のためにあらかじめ対処しておくべき技術的な工夫	○				△	△	○						△	△										工期等の制約条件がある場合において、所定の工期内に完成させるために、主たる工種において作業の効率化を図る技術的な工夫	○	△		△	△	△	△			△	△	△	△	△	△					○				複数工事による輻輳や周辺環境への影響等の制約条件がある場合において、工程遅延防止のための作業の円滑化等を目的として、あらかじめ対処しておくべき技術的な工夫	○				△	△	△										○	○	○					その他																								② 品質管理に係る技術的所見	重要度の高い工事目的物の品質の確保・向上を図るために行う使用材料や機材等における技術的な工夫	△	○		○	○	○	○													○				重要度の高い工事目的物の品質の確保・向上を図るため、当該工事目的物の施工中に行う品質管理に係る技術的な工夫	△	○		○	○	○	○													○				重要度の高い工事目的物の品質の確保・向上を図るため、当該工事目的物の施工後かつ工事期間内に行う品質管理に係る技術的な工夫	△	○		○	○	○	○													○				その他																								③ 施工上の対処すべき技術的所見	自然環境への影響を少なくするための技術的な工夫					○	○	○																	社会環境（周辺施設等）への影響を少なくするための技術的な工夫									○	○	○	○	○											より安全・安心な作業現場環境を確保するための安全管理等に係る技術的な工夫																						○		一般交通の安全確保等を行う、より効果的な交通安全対策に係る技術的な工夫																						○		その他①																								その他②																								<p>※北海道に準拠して改正</p>
項目	事項			工事技術的難易度評価項目																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
		構造物条件			技術特性		自然条件			社会条件				マネジメント特性																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
規模	形状	その他	工法	その他	湧水・地下水	軟弱地盤	作業用道路ヤード	気象・海象	その他	地中障害物	近接施工	騒音・振動	水質汚濁	作業用道路ヤード	現道作業	その他	他工区調整	住民対応	関係機関対応	工程管理	品質管理	安全管理	その他																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
① 工程管理に係る技術的所見	異常気象等の緊急時の対応について、工程遅延防止のためにあらかじめ対処しておくべき技術的な工夫	○				△	△	○						△	△																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	工期等の制約条件がある場合において、所定の工期内に完成させるために、主たる工種において作業の効率化を図る技術的な工夫	○	△		△	△	△	△			△	△	△	△	△	△					○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	複数工事による輻輳や周辺環境への影響等の制約条件がある場合において、工程遅延防止のための作業の円滑化等を目的として、あらかじめ対処しておくべき技術的な工夫	○				△	△	△										○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	その他																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
② 品質管理に係る技術的所見	重要度の高い工事目的物の品質の確保・向上を図るために行う使用材料や機材等における技術的な工夫	△	○		○	○	○	○													○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	重要度の高い工事目的物の品質の確保・向上を図るため、当該工事目的物の施工中に行う技術的な工夫	△	○		○	○	○	○													○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	重要度の高い工事目的物の品質の確保・向上を図るため、当該工事目的物の施工後かつ工事期間内に行う技術的な工夫	△	○		○	○	○	○													○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	その他																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
③ 施工上の対処すべき技術的所見	自然環境への影響を少なくするための技術的な工夫					○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	社会環境（周辺施設等）への影響を少なくするための技術的な工夫									○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	より安全・安心な作業現場環境を確保するための安全管理等に係る技術的な工夫																						○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	一般交通の安全確保等を行う、より効果的な交通安全対策に係る技術的な工夫																						○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
その他①																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
その他②																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
項目	事項	工事技術的難易度評価項目																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
		構造物条件			技術特性		自然条件			社会条件				マネジメント特性																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
規模	形状	その他	工法	その他	湧水・地下水	軟弱地盤	作業用道路ヤード	気象・海象	その他	地中障害物	近接施工	騒音・振動	水質汚濁	作業用道路ヤード	現道作業	その他	他工区調整	住民対応	関係機関対応	工程管理	品質管理	安全管理	その他																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
① 工程管理に係る技術的所見	異常気象等の緊急時の対応について、工程遅延防止のためにあらかじめ対処しておくべき技術的な工夫	○				△	△	○						△	△																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	工期等の制約条件がある場合において、所定の工期内に完成させるために、主たる工種において作業の効率化を図る技術的な工夫	○	△		△	△	△	△			△	△	△	△	△	△					○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	複数工事による輻輳や周辺環境への影響等の制約条件がある場合において、工程遅延防止のための作業の円滑化等を目的として、あらかじめ対処しておくべき技術的な工夫	○				△	△	△										○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	その他																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
② 品質管理に係る技術的所見	重要度の高い工事目的物の品質の確保・向上を図るために行う使用材料や機材等における技術的な工夫	△	○		○	○	○	○													○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	重要度の高い工事目的物の品質の確保・向上を図るため、当該工事目的物の施工中に行う品質管理に係る技術的な工夫	△	○		○	○	○	○													○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	重要度の高い工事目的物の品質の確保・向上を図るため、当該工事目的物の施工後かつ工事期間内に行う品質管理に係る技術的な工夫	△	○		○	○	○	○													○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	その他																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
③ 施工上の対処すべき技術的所見	自然環境への影響を少なくするための技術的な工夫					○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	社会環境（周辺施設等）への影響を少なくするための技術的な工夫									○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	より安全・安心な作業現場環境を確保するための安全管理等に係る技術的な工夫																						○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	一般交通の安全確保等を行う、より効果的な交通安全対策に係る技術的な工夫																						○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
その他①																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
その他②																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														

「石狩湾新港管理組合総合評価落札方式」新旧対照表

新	旧	備考
<p>ウ 留意事項</p> <p>(ア) 簡易な施工計画の審査において以下の場合、該当する技術的所見の全ての評価対象項目について加点評価しないものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 工事名が間違っているもの</li> <li>2) 様式の枚数を守っていないもの</li> <li>3) 品質管理に係る技術的所見において、設定した評価テーマと明らかに異なる技術的所見が含まれるもの</li> <li>4) 記載どおりに行うと品質が確保できない、又は危険なもの</li> </ol> <p>(イ) 簡易な施工計画の審査において、技術的所見に次の内容が含まれた場合は、該当する技術的所見は加点評価しないものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 目的・方法、効果、範囲等が具体的でないもの、不明確なもの、不十分なもの (解説・事例等)</li> </ol> <div data-bbox="359 771 1142 1065" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>① 曖昧な表現は、記載内容について履行するかしないかが不明確であるため評価しない。 (「原則として～」、「～するよう努める」、「～を検討する」、「必要に応じて～する」、「できる限り～する」)</p> <p>② 効果が数値等で具体的に示されていない場合は、<b>評価しない</b>場合がある。 また、使用材料や機材などの適用条件が、現場条件に合致しない場合は、効果があると判断できないため評価しない。 実施することで品質の低下が懸念される内容は評価しない。</p> <p>③ 技術的所見でNETIS掲載の新技術については、NETIS番号のみを明記し、NETIS掲載以外の新技術・新工法・特許工法等(NETIS掲載を終了した技術を含む)がある場合、該当する様式(様式1～3)とは別に、必要に応じて、1つの技術的所見につき、その技術内容や効果が把握できるカタログ等の資料を1枚に限り、<b>添付する事。添付がない場合は評価しない場合がある。</b> なお、NETIS番号の不記載や番号の間違いは評価しない。</p> </div> <ol style="list-style-type: none"> <li>2) 一般的・標準的なもの (解説・事例等)</li> </ol> <div data-bbox="359 1151 1142 1290" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>① 共通仕様書や特記仕様書の記載内容をそのまま記載しているような場合は評価しない。</p> <p>② 気象情報や緊急地震情報の入手など、誰もが入手可能な手段の活用のみでは評価しない。</p> <p>③ 着手前の工事区域に隣接する住民に対する工事内容の説明など、明らかに一般的なものは評価しない。</p> <p>④ <b>増班による工程短縮の提案は評価しない場合がある。</b></p> <p>⑤ <b>簡易的な道路清掃・油類流出防止対策・除雪対策・照明設備などの対応は評価しない場合がある。</b></p> </div> <ol style="list-style-type: none"> <li>3) オーバースペックであるもの (解説・事例等)</li> </ol> <div data-bbox="359 1376 1142 1515" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>技術的所見は品質低下を招く要因となるような多大な費用を要する内容を求めるものではない。 こうした過大な提案(オーバースペック)は評価しない。 オーバースペックと判断する(した)場合がある事例については、次を参考にすること。 なお、この事例については、現場条件、工事特性等により必ずしもオーバースペックと判断されるものではないことに留意すること。</p> </div> <p>(参考) &lt;提案に対し、オーバースペックと判断する(した)場合がある事例&gt; ※ 現場条件、工事特性等により必ずしもオーバースペックと判断されるわけではない。提案に当たっては各工事の入札説明書を確認すること。 また、これ以外でも、過度なコスト負担を要していると判断される場合は、評価しないことがある。</p>	<p>ウ 留意事項</p> <p>(ア) 簡易な施工計画の審査において以下の場合、該当する技術的所見の全ての評価対象項目について加点評価しないものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 工事名が間違っているもの</li> <li>2) 様式の枚数を守っていないもの</li> <li>3) 品質管理に係る技術的所見において、設定した評価テーマと明らかに異なる技術的所見が含まれるもの</li> <li>4) 記載どおりに行うと品質が確保できない、又は危険なもの</li> </ol> <p>(イ) 簡易な施工計画の審査において、技術的所見に次の内容が含まれた場合は、該当する技術的所見は加点評価しないものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 目的・方法、効果、範囲等が具体的でないもの、不明確なもの、不十分なもの (解説・事例等)</li> </ol> <div data-bbox="1679 771 2462 1065" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>① 曖昧な表現は、記載内容について履行するかしないかが不明確であるため評価しない。 (「原則として～」、「～するよう努める」、「～を検討する」、「必要に応じて～する」、「できる限り～する」)</p> <p>② 効果が数値等で具体的に示されていない場合は、評価が困難となる場合がある。 また、使用材料や機材などの適用条件が、現場条件に合致しない場合は、効果があると判断できないため評価しない。 実施することで品質の低下が懸念される内容は評価しない。</p> <p>③ 技術的所見でNETIS掲載の新技術については、NETIS番号のみを明記し、NETIS掲載以外の新技術・新工法・特許工法等(NETIS掲載を終了した技術を含む)がある場合、該当する様式(様式1～3)とは別に、必要に応じて、1つの技術的所見につき、その技術内容や効果が把握できるカタログ等の資料を1枚に限り、添付可能とする。 なお、NETIS番号の不記載や番号の間違いは評価しない。</p> </div> <ol style="list-style-type: none"> <li>2) 一般的・標準的なもの (解説・事例等)</li> </ol> <div data-bbox="1679 1151 2462 1290" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>① 共通仕様書や特記仕様書の記載内容をそのまま記載しているような場合は評価しない。</p> <p>② 気象情報や緊急地震情報の入手など、誰もが入手可能な手段の活用のみでは評価しない。</p> <p>③ 着手前の工事区域に隣接する住民に対する工事内容の説明など、明らかに一般的なものは評価しない。</p> </div> <ol style="list-style-type: none"> <li>3) オーバースペックであるもの (解説・事例等)</li> </ol> <div data-bbox="1679 1346 2462 1485" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>技術的所見は品質低下を招く要因となるような多大な費用を要する内容を求めるものではない。 こうした過大な提案(オーバースペック)は評価しない。 オーバースペックと判断する(した)場合がある事例については、次を参考にすること。 なお、この事例については、現場条件、工事特性等により必ずしもオーバースペックと判断されるものではないことに留意すること。</p> </div> <p>(参考) &lt;提案に対し、オーバースペックと判断する(した)場合がある事例&gt; ※ 現場条件、工事特性等により必ずしもオーバースペックと判断されるわけではない。提案に当たっては各工事の入札説明書を確認すること。 また、これ以外でも、過度なコスト負担を要していると判断される場合は、評価しないことがある。</p>	<p>※北海道に準拠して改正(文言整理)</p> <p>※北海道に準拠して改正(文言整理)</p> <p>※北海道に準拠して改正(技術的所見の評価対象外とする事例の追加)</p>

新				旧				備考																																																																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">工種 工事内容</th> <th rowspan="2">発注者が 設定した評価項目</th> <th colspan="2">オーバースペックと見なされる技術提案内容</th> </tr> <tr> <th colspan="2">その理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">一般土木 コンクリート 構造物工事 地盤改良 工事 築堤護岸 工事</td> <td>コンクリートの品質・耐久性向上</td> <td>低発熱ポルトランドセメントの使用に加えて高強度コンクリートに変更し、過剰な費用を要する提案</td> <td>要求水準に対し過剰な品質・性能を実現するため、高価な材料等の使用や必要性の低いとされる提案の実施に過剰な費用を要すと判断</td> </tr> <tr> <td>地盤改良による近接構造物への影響対策</td> <td>設計基準強度を増加する提案</td> <td>設計図書等の範囲を超えたグレードアップに関する提案のため</td> </tr> <tr> <td>地盤改良による近接構造物への影響対策</td> <td>追加ボーリングの実施等、必要以上の施工管理を行う提案</td> <td>設計図書等に明示がなく通常設計変更で対応している次項のため</td> </tr> <tr> <td>狭大な施工ヤードでの施工上配慮すべき事項について</td> <td>施工延長全体にわたり仮設構台を設置する等の提案</td> <td>必要以上の対策効果を実現する提案のため</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">アスファルト 舗装</td> <td>橋面排水性舗装工の品質確保に関する工夫（防水対策を含む）</td> <td>レベリング層において全面にわたって砕石マスタック混合物（SMA）を使用する提案</td> <td>過度なコスト負担を要していると判断されるため</td> </tr> <tr> <td>軟弱地盤における構造物脇の舗装の残留沈下対策に関する工夫</td> <td>BOX脇路床部の改良に軽量混合土等を使用する提案</td> <td>過度なコスト負担を要していると判断されるため</td> </tr> <tr> <td>工程管理に係わる具体的な方策について</td> <td>機種・機械の大型化等、設計図書等の範囲を超えた効率化等を目的とした提案</td> <td>機種・機械の大型化等に係わる費用が過度なコスト負担につながるため</td> </tr> <tr> <td>平坦性の向上</td> <td>舗装表層における平坦性に過剰な数値を設定する提案</td> <td>過度なコスト負担を要していると判断されるため</td> </tr> <tr> <td>浚渫 工事</td> <td>施工上配慮すべき事項</td> <td>特に必要性が認められない引船、押船、安全監視船等を過剰に配備する提案</td> <td>必要以上の対策効果を実現する提案のため</td> </tr> </tbody> </table>				工種 工事内容	発注者が 設定した評価項目	オーバースペックと見なされる技術提案内容		その理由		一般土木 コンクリート 構造物工事 地盤改良 工事 築堤護岸 工事	コンクリートの品質・耐久性向上	低発熱ポルトランドセメントの使用に加えて高強度コンクリートに変更し、過剰な費用を要する提案	要求水準に対し過剰な品質・性能を実現するため、高価な材料等の使用や必要性の低いとされる提案の実施に過剰な費用を要すと判断	地盤改良による近接構造物への影響対策	設計基準強度を増加する提案	設計図書等の範囲を超えたグレードアップに関する提案のため	地盤改良による近接構造物への影響対策	追加ボーリングの実施等、必要以上の施工管理を行う提案	設計図書等に明示がなく通常設計変更で対応している次項のため	狭大な施工ヤードでの施工上配慮すべき事項について	施工延長全体にわたり仮設構台を設置する等の提案	必要以上の対策効果を実現する提案のため		アスファルト 舗装	橋面排水性舗装工の品質確保に関する工夫（防水対策を含む）	レベリング層において全面にわたって砕石マスタック混合物（SMA）を使用する提案	過度なコスト負担を要していると判断されるため	軟弱地盤における構造物脇の舗装の残留沈下対策に関する工夫	BOX脇路床部の改良に軽量混合土等を使用する提案	過度なコスト負担を要していると判断されるため	工程管理に係わる具体的な方策について	機種・機械の大型化等、設計図書等の範囲を超えた効率化等を目的とした提案	機種・機械の大型化等に係わる費用が過度なコスト負担につながるため	平坦性の向上	舗装表層における平坦性に過剰な数値を設定する提案	過度なコスト負担を要していると判断されるため	浚渫 工事	施工上配慮すべき事項	特に必要性が認められない引船、押船、安全監視船等を過剰に配備する提案	必要以上の対策効果を実現する提案のため	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">工種 工事内容</th> <th rowspan="2">発注者が 設定した評価項目</th> <th colspan="2">オーバースペックと見なされる技術提案内容</th> </tr> <tr> <th colspan="2">その理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">一般土木 コンクリート 構造物工事 地盤改良 工事 築堤護岸 工事</td> <td>コンクリートの品質・耐久性向上</td> <td>低発熱ポルトランドセメントの使用に加えて高強度コンクリートに変更し、過剰な費用を要する提案</td> <td>要求水準に対し過剰な品質・性能を実現するため、高価な材料等の使用や必要性の低いとされる提案の実施に過剰な費用を要すと判断</td> </tr> <tr> <td>地盤改良による近接構造物への影響対策</td> <td>設計基準強度を増加する提案</td> <td>設計図書等の範囲を超えたグレードアップに関する提案のため</td> </tr> <tr> <td>地盤改良による近接構造物への影響対策</td> <td>追加ボーリングの実施等、必要以上の施工管理を行う提案</td> <td>設計図書等に明示がなく通常設計変更で対応している次項のため</td> </tr> <tr> <td>狭大な施工ヤードでの施工上配慮すべき事項について</td> <td>施工延長全体にわたり仮設構台を設置する等の提案</td> <td>必要以上の対策効果を実現する提案のため</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">アスファルト 舗装</td> <td>橋面排水性舗装工の品質確保に関する工夫（防水対策を含む）</td> <td>レベリング層において全面にわたって砕石マスタック混合物（SMA）を使用する提案</td> <td>過度なコスト負担を要していると判断されるため</td> </tr> <tr> <td>軟弱地盤における構造物脇の舗装の残留沈下対策に関する工夫</td> <td>BOX脇路床部の改良に軽量混合土等を使用する提案</td> <td>過度なコスト負担を要していると判断されるため</td> </tr> <tr> <td>工程管理に係わる具体的な方策について</td> <td>機種・機械の大型化等、設計図書等の範囲を超えた効率化等を目的とした提案</td> <td>機種・機械の大型化等に係わる費用が過度なコスト負担につながるため</td> </tr> <tr> <td>平坦性の向上</td> <td>舗装表層における平坦性に過剰な数値を設定する提案</td> <td>過度なコスト負担を要していると判断されるため</td> </tr> <tr> <td>浚渫 工事</td> <td>施工上配慮すべき事項</td> <td>特に必要性が認められない引船、押船、安全監視船等を過剰に配備する提案</td> <td>必要以上の対策効果を実現する提案のため</td> </tr> </tbody> </table>				工種 工事内容	発注者が 設定した評価項目	オーバースペックと見なされる技術提案内容		その理由		一般土木 コンクリート 構造物工事 地盤改良 工事 築堤護岸 工事	コンクリートの品質・耐久性向上	低発熱ポルトランドセメントの使用に加えて高強度コンクリートに変更し、過剰な費用を要する提案	要求水準に対し過剰な品質・性能を実現するため、高価な材料等の使用や必要性の低いとされる提案の実施に過剰な費用を要すと判断	地盤改良による近接構造物への影響対策	設計基準強度を増加する提案	設計図書等の範囲を超えたグレードアップに関する提案のため	地盤改良による近接構造物への影響対策	追加ボーリングの実施等、必要以上の施工管理を行う提案	設計図書等に明示がなく通常設計変更で対応している次項のため	狭大な施工ヤードでの施工上配慮すべき事項について	施工延長全体にわたり仮設構台を設置する等の提案	必要以上の対策効果を実現する提案のため		アスファルト 舗装	橋面排水性舗装工の品質確保に関する工夫（防水対策を含む）	レベリング層において全面にわたって砕石マスタック混合物（SMA）を使用する提案	過度なコスト負担を要していると判断されるため	軟弱地盤における構造物脇の舗装の残留沈下対策に関する工夫	BOX脇路床部の改良に軽量混合土等を使用する提案	過度なコスト負担を要していると判断されるため	工程管理に係わる具体的な方策について	機種・機械の大型化等、設計図書等の範囲を超えた効率化等を目的とした提案	機種・機械の大型化等に係わる費用が過度なコスト負担につながるため	平坦性の向上	舗装表層における平坦性に過剰な数値を設定する提案	過度なコスト負担を要していると判断されるため	浚渫 工事	施工上配慮すべき事項	特に必要性が認められない引船、押船、安全監視船等を過剰に配備する提案	必要以上の対策効果を実現する提案のため	備考
工種 工事内容	発注者が 設定した評価項目	オーバースペックと見なされる技術提案内容																																																																																
		その理由																																																																																
一般土木 コンクリート 構造物工事 地盤改良 工事 築堤護岸 工事	コンクリートの品質・耐久性向上	低発熱ポルトランドセメントの使用に加えて高強度コンクリートに変更し、過剰な費用を要する提案	要求水準に対し過剰な品質・性能を実現するため、高価な材料等の使用や必要性の低いとされる提案の実施に過剰な費用を要すと判断																																																																															
	地盤改良による近接構造物への影響対策	設計基準強度を増加する提案	設計図書等の範囲を超えたグレードアップに関する提案のため																																																																															
	地盤改良による近接構造物への影響対策	追加ボーリングの実施等、必要以上の施工管理を行う提案	設計図書等に明示がなく通常設計変更で対応している次項のため																																																																															
狭大な施工ヤードでの施工上配慮すべき事項について	施工延長全体にわたり仮設構台を設置する等の提案	必要以上の対策効果を実現する提案のため																																																																																
アスファルト 舗装	橋面排水性舗装工の品質確保に関する工夫（防水対策を含む）	レベリング層において全面にわたって砕石マスタック混合物（SMA）を使用する提案	過度なコスト負担を要していると判断されるため																																																																															
	軟弱地盤における構造物脇の舗装の残留沈下対策に関する工夫	BOX脇路床部の改良に軽量混合土等を使用する提案	過度なコスト負担を要していると判断されるため																																																																															
	工程管理に係わる具体的な方策について	機種・機械の大型化等、設計図書等の範囲を超えた効率化等を目的とした提案	機種・機械の大型化等に係わる費用が過度なコスト負担につながるため																																																																															
	平坦性の向上	舗装表層における平坦性に過剰な数値を設定する提案	過度なコスト負担を要していると判断されるため																																																																															
浚渫 工事	施工上配慮すべき事項	特に必要性が認められない引船、押船、安全監視船等を過剰に配備する提案	必要以上の対策効果を実現する提案のため																																																																															
工種 工事内容	発注者が 設定した評価項目	オーバースペックと見なされる技術提案内容																																																																																
		その理由																																																																																
一般土木 コンクリート 構造物工事 地盤改良 工事 築堤護岸 工事	コンクリートの品質・耐久性向上	低発熱ポルトランドセメントの使用に加えて高強度コンクリートに変更し、過剰な費用を要する提案	要求水準に対し過剰な品質・性能を実現するため、高価な材料等の使用や必要性の低いとされる提案の実施に過剰な費用を要すと判断																																																																															
	地盤改良による近接構造物への影響対策	設計基準強度を増加する提案	設計図書等の範囲を超えたグレードアップに関する提案のため																																																																															
	地盤改良による近接構造物への影響対策	追加ボーリングの実施等、必要以上の施工管理を行う提案	設計図書等に明示がなく通常設計変更で対応している次項のため																																																																															
狭大な施工ヤードでの施工上配慮すべき事項について	施工延長全体にわたり仮設構台を設置する等の提案	必要以上の対策効果を実現する提案のため																																																																																
アスファルト 舗装	橋面排水性舗装工の品質確保に関する工夫（防水対策を含む）	レベリング層において全面にわたって砕石マスタック混合物（SMA）を使用する提案	過度なコスト負担を要していると判断されるため																																																																															
	軟弱地盤における構造物脇の舗装の残留沈下対策に関する工夫	BOX脇路床部の改良に軽量混合土等を使用する提案	過度なコスト負担を要していると判断されるため																																																																															
	工程管理に係わる具体的な方策について	機種・機械の大型化等、設計図書等の範囲を超えた効率化等を目的とした提案	機種・機械の大型化等に係わる費用が過度なコスト負担につながるため																																																																															
	平坦性の向上	舗装表層における平坦性に過剰な数値を設定する提案	過度なコスト負担を要していると判断されるため																																																																															
浚渫 工事	施工上配慮すべき事項	特に必要性が認められない引船、押船、安全監視船等を過剰に配備する提案	必要以上の対策効果を実現する提案のため																																																																															
<p>(g) 簡易な施工計画の審査において、技術的所見に次の内容が含まれた場合は、実施不可とし、開札前に当該技術的所見を「採用しない」旨、提案者に文書により通知するものとする。</p> <p>1) 記載どおりに行くと品質が確保できない、又は危険なもの</p> <p>(I) 簡易な施工計画に係る技術的所見については、簡潔に記載することとし1つの事項につき400字程度（文末に使用文字数を記載）で記載すること。（「V-2様式集」参照）</p> <p>(d) 簡易な施工計画の審査においては、「ICT活用モデル工事」対象工事の対象校種に関する技術的所見について評価しないものとする。</p> <p>(k) 簡易な施工計画においては、温室効果ガス(二酸化炭素等)の削減等に関する評価項目・事項は設定しないものとし、これに係る技術的所見についても評価しないものとする。</p>				<p>(g) 簡易な施工計画の審査において、技術的所見に次の内容が含まれた場合は、実施不可とし、開札前に当該技術的所見を「採用しない」旨、提案者に文書により通知するものとする。</p> <p>1) 記載どおりに行くと品質が確保できない、又は危険なもの</p> <p>(I) 簡易な施工計画に係る技術的所見については、簡潔に記載することとし1つの事項につき400字程度以内で記載すること。（「V-2様式集」参照）</p> <p>(d) 簡易な施工計画の審査においては、「ICT活用モデル工事」対象工事の対象校種に関する技術的所見について評価しないものとする。</p> <p>(k) 簡易な施工計画においては、温室効果ガス(二酸化炭素等)の削減等に関する評価項目・事項は設定しないものとし、これに係る技術的所見についても評価しないものとする。</p>				<p>※北海道に準拠して改正（文末に文字数を追記）</p>																																																																										
- 12 -				- 12 -				(P12)																																																																										

新	旧	備考																																																																																																																				
<p>IV-1-2 企業の施工能力等</p> <p>(1) ISO マネジメントシステム標準評価項目</p> <p style="text-align: center;">ISOマネジメントシステム 標準評価項目</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:20%;">技術評価項目</th> <th style="width:40%;">評価基準</th> <th style="width:40%;">評価点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>企業の施工能力</td> <td>ISOマネジメントシステムの取得</td> <td>ISO9001を取得 上記以外</td> <td>0.50 0.00</td> </tr> </tbody> </table> <p>ア 評価対象の種類 ISO9001 の取得を評価する。</p> <p>イ 評価基準 有効期限が公告日以後のものを評価対象とする。</p> <p>(2) 地域精通度（施工実績） 標準評価項目</p> <p style="text-align: center;">地域精通度（施行実績） 標準評価項目</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:20%;">技術評価項目</th> <th style="width:40%;">評価基準</th> <th style="width:40%;">評価点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">企業の施工能力</td> <td rowspan="4">地域精通度（施行実績）</td> <td>過去15年間の工事箇所と同じ地域での施工実績</td> <td>1.50</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1.00</td> </tr> <tr> <td></td> <td>0.50</td> </tr> <tr> <td></td> <td>0.00</td> </tr> </tbody> </table> <p>ア 評価対象工事 北海道の各総合振興局（振興局）建設管理部及び建設部建築局、小樽市、石狩市及び管理組合発注の最終請負金額5百万円以上の工事を対象とする。</p> <p>イ 評価対象期間 (ア) 過去15年間を基本とする。 (イ) 過去15年間は、当該年度の前年度から起算するものとし、15年前の4月1日から前年度の3月31日までに完成し、引渡が完了した工事として設定する。 (公告日が令和7年度の場合、平成22年4月1日から令和7年3月31日までに完成し、その後引渡が完了した工事。なお、工事完成検査及び引渡が次年になる場合も対象となる。)</p> <p>ウ 評価基準 (ア) 施工計画審査タイプI型には適用しない。 (イ) 工事内容等に応じて、次表の適用1～3の中から選択する。 (ウ) 「隣接」の扱いは、工事の内容に応じて定義できることとする。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:10%;">技術評価項目</th> <th style="width:10%;">適用</th> <th style="width:10%;">評価基準</th> <th style="width:70%;">評価点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="12">地域精通度</td> <td rowspan="6">適用1</td> <td>過去15年間の工事箇所と同じ地域での施工実績</td> <td>石狩振興局又は後志総合振興局管内</td> <td>1.50</td> </tr> <tr> <td></td> <td>上記に隣接する総合振興局・振興局管内</td> <td>1.00</td> </tr> <tr> <td></td> <td>道内</td> <td>0.50</td> </tr> <tr> <td></td> <td>なし</td> <td>0.00</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">適用2</td> <td>小樽市、石狩市又は隣接する市町村</td> <td>1.50</td> </tr> <tr> <td>石狩振興局又は後志総合振興局管内</td> <td>1.00</td> </tr> <tr> <td>上記に隣接する総合振興局・振興局管内</td> <td>0.50</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">適用3</td> <td>なし</td> <td>0.00</td> </tr> <tr> <td>小樽市又は石狩市</td> <td>1.50</td> </tr> <tr> <td>小樽市又は石狩市に隣接する市町村</td> <td>1.00</td> </tr> <tr> <td></td> <td>石狩振興局又は後志総合振興局管内</td> <td>0.50</td> </tr> <tr> <td></td> <td>なし</td> <td>0.00</td> </tr> </tbody> </table> <p>エ その他 施工実績に該当する工事が複数ある場合、入札参加者は、評価が最も高くなると予想される工事を1つ選択の上、施工実績を証明する資料として、コリンズ（工事実績情報サービ</p>	技術評価項目	評価基準	評価点	企業の施工能力	ISOマネジメントシステムの取得	ISO9001を取得 上記以外	0.50 0.00	技術評価項目	評価基準	評価点	企業の施工能力	地域精通度（施行実績）	過去15年間の工事箇所と同じ地域での施工実績	1.50		1.00		0.50		0.00	技術評価項目	適用	評価基準	評価点	地域精通度	適用1	過去15年間の工事箇所と同じ地域での施工実績	石狩振興局又は後志総合振興局管内	1.50		上記に隣接する総合振興局・振興局管内	1.00		道内	0.50		なし	0.00	適用2	小樽市、石狩市又は隣接する市町村	1.50	石狩振興局又は後志総合振興局管内	1.00	上記に隣接する総合振興局・振興局管内	0.50	適用3	なし	0.00	小樽市又は石狩市	1.50	小樽市又は石狩市に隣接する市町村	1.00		石狩振興局又は後志総合振興局管内	0.50		なし	0.00	<p>IV-1-2 企業の施工能力等</p> <p>(1) ISO マネジメントシステム標準評価項目</p> <p style="text-align: center;">ISOマネジメントシステム 標準評価項目</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:20%;">技術評価項目</th> <th style="width:40%;">評価基準</th> <th style="width:40%;">評価点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>企業の施工能力</td> <td>ISOマネジメントシステムの取得</td> <td>ISO9001を取得 上記以外</td> <td>0.50 0.00</td> </tr> </tbody> </table> <p>ア 評価対象の種類 ISO9001 の取得を評価する。</p> <p>イ 評価基準 有効期限が公告日以後のものを評価対象とする。</p> <p>(2) 地域精通度（施工実績） 標準評価項目</p> <p style="text-align: center;">地域精通度（施行実績） 標準評価項目</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:20%;">技術評価項目</th> <th style="width:40%;">評価基準</th> <th style="width:40%;">評価点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">企業の施工能力</td> <td rowspan="4">地域精通度（施行実績）</td> <td>過去15年間の工事箇所と同じ地域での施工実績</td> <td>1.50</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1.00</td> </tr> <tr> <td></td> <td>0.50</td> </tr> <tr> <td></td> <td>0.00</td> </tr> </tbody> </table> <p>ア 評価対象工事 北海道の各総合振興局（振興局）建設管理部及び建設部建築局、小樽市、石狩市及び管理組合発注の最終請負金額5百万円以上の工事を対象とする。</p> <p>イ 評価対象期間 (ア) 過去15年間を基本とする。 (イ) 過去15年間は、当該年度の前年度から起算するものとし、15年前の4月1日から前年度の3月31日までに完成し、引渡が完了した工事として設定する。 (公告日が令和6年度の場合、平成21年4月1日から令和6年3月31日までに完成し、その後引渡が完了した工事。なお、工事完成検査及び引渡が次年になる場合も対象となる。)</p> <p>ウ 評価基準 (ア) 施工計画審査タイプI型には適用しない。 (イ) 工事内容等に応じて、次表の適用1～3の中から選択する。 (ウ) 「隣接」の扱いは、工事の内容に応じて定義できることとする。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:10%;">技術評価項目</th> <th style="width:10%;">適用</th> <th style="width:10%;">評価基準</th> <th style="width:70%;">評価点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="12">地域精通度</td> <td rowspan="6">適用1</td> <td>過去15年間の工事箇所と同じ地域での施工実績</td> <td>石狩振興局又は後志総合振興局管内</td> <td>1.50</td> </tr> <tr> <td></td> <td>上記に隣接する総合振興局・振興局管内</td> <td>1.00</td> </tr> <tr> <td></td> <td>道内</td> <td>0.50</td> </tr> <tr> <td></td> <td>なし</td> <td>0.00</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">適用2</td> <td>小樽市、石狩市又は隣接する市町村</td> <td>1.50</td> </tr> <tr> <td>石狩振興局又は後志総合振興局管内</td> <td>1.00</td> </tr> <tr> <td>上記に隣接する総合振興局・振興局管内</td> <td>0.50</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">適用3</td> <td>なし</td> <td>0.00</td> </tr> <tr> <td>小樽市又は石狩市</td> <td>1.50</td> </tr> <tr> <td>小樽市又は石狩市に隣接する市町村</td> <td>1.00</td> </tr> <tr> <td></td> <td>石狩振興局又は後志総合振興局管内</td> <td>0.50</td> </tr> <tr> <td></td> <td>なし</td> <td>0.00</td> </tr> </tbody> </table> <p>エ その他 施工実績に該当する工事が複数ある場合、入札参加者は、評価が最も高くなると予想される工事を1つ選択の上、施工実績を証明する資料として、コリンズ（工事実績情報サービ</p>	技術評価項目	評価基準	評価点	企業の施工能力	ISOマネジメントシステムの取得	ISO9001を取得 上記以外	0.50 0.00	技術評価項目	評価基準	評価点	企業の施工能力	地域精通度（施行実績）	過去15年間の工事箇所と同じ地域での施工実績	1.50		1.00		0.50		0.00	技術評価項目	適用	評価基準	評価点	地域精通度	適用1	過去15年間の工事箇所と同じ地域での施工実績	石狩振興局又は後志総合振興局管内	1.50		上記に隣接する総合振興局・振興局管内	1.00		道内	0.50		なし	0.00	適用2	小樽市、石狩市又は隣接する市町村	1.50	石狩振興局又は後志総合振興局管内	1.00	上記に隣接する総合振興局・振興局管内	0.50	適用3	なし	0.00	小樽市又は石狩市	1.50	小樽市又は石狩市に隣接する市町村	1.00		石狩振興局又は後志総合振興局管内	0.50		なし	0.00	<p>※北海道に準拠して改正（時点修正）</p>
技術評価項目	評価基準	評価点																																																																																																																				
企業の施工能力	ISOマネジメントシステムの取得	ISO9001を取得 上記以外	0.50 0.00																																																																																																																			
技術評価項目	評価基準	評価点																																																																																																																				
企業の施工能力	地域精通度（施行実績）	過去15年間の工事箇所と同じ地域での施工実績	1.50																																																																																																																			
			1.00																																																																																																																			
			0.50																																																																																																																			
			0.00																																																																																																																			
技術評価項目	適用	評価基準	評価点																																																																																																																			
地域精通度	適用1	過去15年間の工事箇所と同じ地域での施工実績	石狩振興局又は後志総合振興局管内	1.50																																																																																																																		
			上記に隣接する総合振興局・振興局管内	1.00																																																																																																																		
			道内	0.50																																																																																																																		
			なし	0.00																																																																																																																		
		適用2	小樽市、石狩市又は隣接する市町村	1.50																																																																																																																		
			石狩振興局又は後志総合振興局管内	1.00																																																																																																																		
	上記に隣接する総合振興局・振興局管内		0.50																																																																																																																			
	適用3	なし	0.00																																																																																																																			
		小樽市又は石狩市	1.50																																																																																																																			
		小樽市又は石狩市に隣接する市町村	1.00																																																																																																																			
		石狩振興局又は後志総合振興局管内	0.50																																																																																																																			
		なし	0.00																																																																																																																			
技術評価項目	評価基準	評価点																																																																																																																				
企業の施工能力	ISOマネジメントシステムの取得	ISO9001を取得 上記以外	0.50 0.00																																																																																																																			
技術評価項目	評価基準	評価点																																																																																																																				
企業の施工能力	地域精通度（施行実績）	過去15年間の工事箇所と同じ地域での施工実績	1.50																																																																																																																			
			1.00																																																																																																																			
			0.50																																																																																																																			
			0.00																																																																																																																			
技術評価項目	適用	評価基準	評価点																																																																																																																			
地域精通度	適用1	過去15年間の工事箇所と同じ地域での施工実績	石狩振興局又は後志総合振興局管内	1.50																																																																																																																		
			上記に隣接する総合振興局・振興局管内	1.00																																																																																																																		
			道内	0.50																																																																																																																		
			なし	0.00																																																																																																																		
		適用2	小樽市、石狩市又は隣接する市町村	1.50																																																																																																																		
			石狩振興局又は後志総合振興局管内	1.00																																																																																																																		
	上記に隣接する総合振興局・振興局管内		0.50																																																																																																																			
	適用3	なし	0.00																																																																																																																			
		小樽市又は石狩市	1.50																																																																																																																			
		小樽市又は石狩市に隣接する市町村	1.00																																																																																																																			
		石狩振興局又は後志総合振興局管内	0.50																																																																																																																			
		なし	0.00																																																																																																																			

新	旧	備考																																																																																																		
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">団体名</th> <th colspan="5">推奨単位</th> </tr> <tr> <th>1年間</th> <th>2年間</th> <th>3年間</th> <th>4年間</th> <th>5年間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(一社)全国土木施工管理技士会連合会</td> <td>20(10) ユニット以上</td> <td>40(20) ユニット以上</td> <td>60(30) ユニット以上</td> <td>80(50) ユニット以上</td> <td>100(70) ユニット以上</td> </tr> <tr> <td>(公社)土木学会</td> <td>50(25) 単位以上</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>(公社)日本技術士会</td> <td>50(25) CPD時間以上</td> <td>—</td> <td>150(75) CPD時間以上</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p style="font-size: small;">(注) 推奨単位は、各団体が示す令和7年1月末現在の数字</p> <p>イ 評価基準</p> <p>(7) 配置予定技術者が取得した継続教育の単位を評価する。</p> <p>(イ) 推奨単位は上記表のとおりとする。</p> <p>(9) 推奨単位の1年間は、当該年度の前年度に取得した単位とする。 <b>(公告日が令和7年度の場合、令和7年3月31日迄の1年間とする。)</b></p> <p>(I) 推奨単位の2年間以上は、必ず当該年度の前年度を含めた期間に取得した単位とする。 (2年間の場合、前々年度及び前年度の2年間)</p> <p>(3) その他</p> <p>ア 建設業法上兼任配置を認める場合の評価の扱いについては、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th>主任(監理)技術者の</th> <th>兼任の場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 資格</td> <td>重複して評価できる。</td> </tr> <tr> <td>(2) 継続教育</td> <td>重複して評価できる。</td> </tr> </tbody> </table> <p style="font-size: small;">(参考例) ある監理技術者が、年度内に複数工事を担当する場合</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <table style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20px; text-align: center; vertical-align: middle;">石狩湾新港管理組合</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">                     工事A (監理技術者)                 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">                     公 告 申 請 入 札 工事B (監理技術者)                 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">                     公 告 申 請 入 札 工事C (監理技術者)                 </div> </td> </tr> </table> </div> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>工事A</th> <th>工事B</th> <th>工事C</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 資格</td> <td>評価</td> <td>評価</td> <td>評価</td> </tr> <tr> <td>(2) 継続教育</td> <td>評価</td> <td>評価</td> <td>評価</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 入札参加者が技術評価項目申請書を提出する際、配置予定技術者を特定できず複数の候補者がいる場合は、各候補者の中から評価が最も低い1名で申請することとする。(申請した配置予定技術者と実際の配置技術者が異なることは問題ないが、申請した配置予定技術者の評価より実際の配置技術者の評価が下がる場合、減点の対象となる。)</p>	団体名	推奨単位					1年間	2年間	3年間	4年間	5年間	(一社)全国土木施工管理技士会連合会	20(10) ユニット以上	40(20) ユニット以上	60(30) ユニット以上	80(50) ユニット以上	100(70) ユニット以上	(公社)土木学会	50(25) 単位以上	—	—	—	—	(公社)日本技術士会	50(25) CPD時間以上	—	150(75) CPD時間以上	—	—	主任(監理)技術者の	兼任の場合	(1) 資格	重複して評価できる。	(2) 継続教育	重複して評価できる。	石狩湾新港管理組合	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">                     工事A (監理技術者)                 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">                     公 告 申 請 入 札 工事B (監理技術者)                 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">                     公 告 申 請 入 札 工事C (監理技術者)                 </div>		工事A	工事B	工事C	(1) 資格	評価	評価	評価	(2) 継続教育	評価	評価	評価	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">団体名</th> <th colspan="5">推奨単位</th> </tr> <tr> <th>1年間</th> <th>2年間</th> <th>3年間</th> <th>4年間</th> <th>5年間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(一社)全国土木施工管理技士会連合会</td> <td>20(10) ユニット以上</td> <td>40(20) ユニット以上</td> <td>60(30) ユニット以上</td> <td>80(50) ユニット以上</td> <td>100(70) ユニット以上</td> </tr> <tr> <td>(公社)土木学会</td> <td>50(25) 単位以上</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>(公社)日本技術士会</td> <td>50(25) CPD時間以上</td> <td>—</td> <td>150(75) CPD時間以上</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p style="font-size: small;">(注) 推奨単位は、各団体が示す令和6年1月末現在の数字</p> <p>イ 評価基準</p> <p>(7) 配置予定技術者が取得した継続教育の単位を評価する。</p> <p>(イ) 推奨単位は上記表のとおりとする。</p> <p>(9) 推奨単位の1年間は、当該年度の前年度に取得した単位とする。</p> <p>(I) 推奨単位の2年間以上は、必ず当該年度の前年度を含めた期間に取得した単位とする。 (2年間の場合、前々年度及び前年度の2年間)</p> <p>(3) その他</p> <p>ア 建設業法上兼任配置を認める場合の評価の扱いについては、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th>主任(監理)技術者の</th> <th>兼任の場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 資格</td> <td>重複して評価できる。</td> </tr> <tr> <td>(2) 継続教育</td> <td>重複して評価できる。</td> </tr> </tbody> </table> <p style="font-size: small;">(参考例) ある監理技術者が、年度内に複数工事を担当する場合</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <table style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20px; text-align: center; vertical-align: middle;">石狩湾新港管理組合</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">                     工事A (監理技術者)                 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">                     公 告 申 請 入 札 工事B (監理技術者)                 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">                     公 告 申 請 入 札 工事C (監理技術者)                 </div> </td> </tr> </table> </div> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>工事A</th> <th>工事B</th> <th>工事C</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 資格</td> <td>評価</td> <td>評価</td> <td>評価</td> </tr> <tr> <td>(2) 継続教育</td> <td>評価</td> <td>評価</td> <td>評価</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 入札参加者が技術評価項目申請書を提出する際、配置予定技術者を特定できず複数の候補者がいる場合は、各候補者の中から評価が最も低い1名で申請することとする。(申請した配置予定技術者と実際の配置技術者が異なることは問題ないが、申請した配置予定技術者の評価より実際の配置技術者の評価が下がる場合、減点の対象となる。)</p>	団体名	推奨単位					1年間	2年間	3年間	4年間	5年間	(一社)全国土木施工管理技士会連合会	20(10) ユニット以上	40(20) ユニット以上	60(30) ユニット以上	80(50) ユニット以上	100(70) ユニット以上	(公社)土木学会	50(25) 単位以上	—	—	—	—	(公社)日本技術士会	50(25) CPD時間以上	—	150(75) CPD時間以上	—	—	主任(監理)技術者の	兼任の場合	(1) 資格	重複して評価できる。	(2) 継続教育	重複して評価できる。	石狩湾新港管理組合	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">                     工事A (監理技術者)                 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">                     公 告 申 請 入 札 工事B (監理技術者)                 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">                     公 告 申 請 入 札 工事C (監理技術者)                 </div>		工事A	工事B	工事C	(1) 資格	評価	評価	評価	(2) 継続教育	評価	評価	評価	<p>※北海道に準拠して改正 (時点修正)</p> <p>※北海道に準拠して改正 (時点修正)</p>
団体名		推奨単位																																																																																																		
	1年間	2年間	3年間	4年間	5年間																																																																																															
(一社)全国土木施工管理技士会連合会	20(10) ユニット以上	40(20) ユニット以上	60(30) ユニット以上	80(50) ユニット以上	100(70) ユニット以上																																																																																															
(公社)土木学会	50(25) 単位以上	—	—	—	—																																																																																															
(公社)日本技術士会	50(25) CPD時間以上	—	150(75) CPD時間以上	—	—																																																																																															
主任(監理)技術者の	兼任の場合																																																																																																			
(1) 資格	重複して評価できる。																																																																																																			
(2) 継続教育	重複して評価できる。																																																																																																			
石狩湾新港管理組合	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">                     工事A (監理技術者)                 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">                     公 告 申 請 入 札 工事B (監理技術者)                 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">                     公 告 申 請 入 札 工事C (監理技術者)                 </div>																																																																																																			
	工事A	工事B	工事C																																																																																																	
(1) 資格	評価	評価	評価																																																																																																	
(2) 継続教育	評価	評価	評価																																																																																																	
団体名	推奨単位																																																																																																			
	1年間	2年間	3年間	4年間	5年間																																																																																															
(一社)全国土木施工管理技士会連合会	20(10) ユニット以上	40(20) ユニット以上	60(30) ユニット以上	80(50) ユニット以上	100(70) ユニット以上																																																																																															
(公社)土木学会	50(25) 単位以上	—	—	—	—																																																																																															
(公社)日本技術士会	50(25) CPD時間以上	—	150(75) CPD時間以上	—	—																																																																																															
主任(監理)技術者の	兼任の場合																																																																																																			
(1) 資格	重複して評価できる。																																																																																																			
(2) 継続教育	重複して評価できる。																																																																																																			
石狩湾新港管理組合	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">                     工事A (監理技術者)                 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">                     公 告 申 請 入 札 工事B (監理技術者)                 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">                     公 告 申 請 入 札 工事C (監理技術者)                 </div>																																																																																																			
	工事A	工事B	工事C																																																																																																	
(1) 資格	評価	評価	評価																																																																																																	
(2) 継続教育	評価	評価	評価																																																																																																	

新	旧	備考																																
<p>IV-1-4 担い手の育成・確保</p> <p>新規の雇用 標準評価項目</p> <table border="1" data-bbox="273 474 1159 587"> <thead> <tr> <th colspan="3">新規の雇用 標準評価項目</th> </tr> <tr> <th>技術評価項目</th> <th>評価基準</th> <th>評価点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">担い手の育成・確保</td> <td>新規の雇用</td> <td>0.50</td> </tr> <tr> <td>なし</td> <td>0.00</td> </tr> </tbody> </table> <p>ア 評価対象</p> <p>評価対象は以下いずれかの企業を評価対象とする。</p> <p>(ア) 過去5年間に於いて、学校教育法に定める高校、高専、大学、大学院、専修学校等や職業能力開発促進法に基づく公共職業能力開発施設を卒業・修了した者を（卒業・修了年度を含む4か年度以内）雇用した企業。</p> <p>(イ) 過去5年間に於いて、建設業の許可を受けている企業に従事していた離職者を雇用した企業。なお、自社で解雇した職員を再び雇った場合は評価の対象としない。</p> <p>なお、(ア)と(イ)のいずれの場合においても、対象者は次の要件を満たすこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和7年4月1日時点で3か月を超える継続雇用関係にある者とする。（継続雇用とは、期間の定めのない雇用契約労働者（いわゆる正規雇用）とする。）</li> <li>採用時点において、満35歳未満の者とする。</li> </ul> <p>イ 評価期間</p> <p>過去5年間は、当該年度の前年度から起算するものとし、5年前の4月1日から前年度の3月31日までの期間。（<b>公告日が令和7年度の場合、令和2年4月1日から令和7年3月31日までの期間</b>）</p> <p>ウ 評価基準</p> <p>(ア) 管理組合において年1回の落札まで、申請ができる。（年1回とは、当該年度において入札公告を行う工事に対し、1回限りとする。）</p> <p>(イ) 「申請」は工事を落札できるまで申請ができる。</p> <p>ただし、複数の工事に重複して申請し先行する工事で落札予定者となった場合は、当該工事の次以降の申請済み工事の当該項目の評価は、0点として評価値を算出する。</p> <p>なお、先行する工事とは、入札日の早い順（同一入札日に複数申請している場合は、告示番号順）で判断する。</p> <p>(イ) 共同企業体において、構成員の複数に新規の雇用実績がある場合は、いずれかの構成員の雇用実績をもって当該共同企業体の「申請」とすることができる。「申請」による落札以降は、申請した構成員は、単体、共同企業体を問わず申請できない。</p>	新規の雇用 標準評価項目			技術評価項目	評価基準	評価点	担い手の育成・確保	新規の雇用	0.50	なし	0.00	<p>IV-1-4 担い手の育成・確保</p> <p>新規の雇用 標準評価項目</p> <table border="1" data-bbox="1602 474 2489 587"> <thead> <tr> <th colspan="3">新規の雇用 標準評価項目</th> </tr> <tr> <th>技術評価項目</th> <th>評価基準</th> <th>評価点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">担い手の育成・確保</td> <td>新規の雇用</td> <td>0.50</td> </tr> <tr> <td>なし</td> <td>0.00</td> </tr> </tbody> </table> <p>ア 評価対象</p> <p>評価対象は以下いずれかの企業を評価対象とする。</p> <p>(ア) 過去5年間に於いて、学校教育法に定める高校、高専、大学、大学院、専修学校等や職業能力開発促進法に基づく公共職業能力開発施設を卒業・修了した者を（卒業・修了年度を含む4か年度以内）雇用した企業。</p> <p>(イ) 過去5年間に於いて、建設業の許可を受けている企業に従事していた離職者を雇用した企業。なお、自社で解雇した職員を再び雇った場合は評価の対象としない。</p> <p>なお、(ア)と(イ)のいずれの場合においても、対象者は次の要件を満たすこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>当該年度4月1日時点で3か月を超える継続雇用関係にある者とする。（継続雇用とは、期間の定めのない雇用契約労働者（いわゆる正規雇用）とする。）</li> <li>採用時点において、満35歳未満の者とする。</li> </ul> <p>イ 評価期間</p> <p>過去5年間は、当該年度の前年度から起算するものとし、5年前の4月1日から前年度の3月31日までの期間。（令和6年度の場合、平成31年4月1日から令和6年3月31日までの期間）</p> <p>ウ 評価基準</p> <p>(ア) 管理組合において年1回の落札まで、申請ができる。（年1回とは、当該年度において入札公告を行う工事に対し、1回限りとする。）</p> <p>(イ) 「申請」は工事を落札できるまで申請ができる。</p> <p>ただし、複数の工事に重複して申請し先行する工事で落札予定者となった場合は、当該工事の次以降の申請済み工事の当該項目の評価は、0点として評価値を算出する。</p> <p>なお、先行する工事とは、入札日の早い順（同一入札日に複数申請している場合は、告示番号順）で判断する。</p> <p>(イ) 共同企業体において、構成員の複数に新規の雇用実績がある場合は、いずれかの構成員の雇用実績をもって当該共同企業体の「申請」とすることができる。「申請」による落札以降は、申請した構成員は、単体、共同企業体を問わず申請できない。</p>	新規の雇用 標準評価項目			技術評価項目	評価基準	評価点	担い手の育成・確保	新規の雇用	0.50	なし	0.00	<p>※北海道に準拠して改正（時点修正）</p> <p>※北海道に準拠して改正（時点修正）</p>										
新規の雇用 標準評価項目																																		
技術評価項目	評価基準	評価点																																
担い手の育成・確保	新規の雇用	0.50																																
	なし	0.00																																
新規の雇用 標準評価項目																																		
技術評価項目	評価基準	評価点																																
担い手の育成・確保	新規の雇用	0.50																																
	なし	0.00																																
<p>IV-1-5 地域の守り手確保</p> <p>(1) 主たる営業所の所在地 標準評価項目</p> <table border="1" data-bbox="306 1371 1182 1521"> <thead> <tr> <th colspan="4">主たる営業所の所在地 標準評価項目</th> </tr> <tr> <th colspan="2">技術評価項目</th> <th>評価基準</th> <th>評価点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">地域の守り手確保</td> <td rowspan="3">地域の安全・安心貢献度</td> <td>主たる営業所の所在地</td> <td>1.00</td> </tr> <tr> <td>工事箇所と同じ地域内での主たる営業所</td> <td>0.50</td> </tr> <tr> <td></td> <td>0.00</td> </tr> </tbody> </table> <p>ア 評価対象</p> <p>主たる営業所とは、次のいずれかに該当するものをいう。</p>	主たる営業所の所在地 標準評価項目				技術評価項目		評価基準	評価点	地域の守り手確保	地域の安全・安心貢献度	主たる営業所の所在地	1.00	工事箇所と同じ地域内での主たる営業所	0.50		0.00	<p>IV-1-5 地域の守り手確保</p> <p>(1) 主たる営業所の所在地 標準評価項目</p> <table border="1" data-bbox="1636 1371 2512 1521"> <thead> <tr> <th colspan="4">主たる営業所の所在地 標準評価項目</th> </tr> <tr> <th colspan="2">技術評価項目</th> <th>評価基準</th> <th>評価点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">地域の守り手確保</td> <td rowspan="3">地域の安全・安心貢献度</td> <td>主たる営業所の所在地</td> <td>1.00</td> </tr> <tr> <td>工事箇所と同じ地域内での主たる営業所</td> <td>0.50</td> </tr> <tr> <td></td> <td>0.00</td> </tr> </tbody> </table> <p>ア 評価対象</p> <p>主たる営業所とは、次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>(ア) 建設業許可申請書別表（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）様式1号</p>	主たる営業所の所在地 標準評価項目				技術評価項目		評価基準	評価点	地域の守り手確保	地域の安全・安心貢献度	主たる営業所の所在地	1.00	工事箇所と同じ地域内での主たる営業所	0.50		0.00	<p></p>
主たる営業所の所在地 標準評価項目																																		
技術評価項目		評価基準	評価点																															
地域の守り手確保	地域の安全・安心貢献度	主たる営業所の所在地	1.00																															
		工事箇所と同じ地域内での主たる営業所	0.50																															
			0.00																															
主たる営業所の所在地 標準評価項目																																		
技術評価項目		評価基準	評価点																															
地域の守り手確保	地域の安全・安心貢献度	主たる営業所の所在地	1.00																															
		工事箇所と同じ地域内での主たる営業所	0.50																															
			0.00																															

「石狩湾新港管理組合総合評価落札方式」新旧対照表

新	旧	備考															
<p>(小数点以下切り捨て)</p> <p>自社施工額：請負費のうち一次下請施工額以外の金額(税込)                      一次下請施工額：元請(自社)から一次下請企業への支払金額(税込)                      請負額：入札金額(税込)</p> <p>注) 元請が地域内企業及び地域外企業で構成される共同企業体である場合には、                      自社施工額を出資比率で按分した金額を各構成員の施工額とし、そのうち地域                      内企業である構成員の施工額を、自社施工額のうち地域内企業施工額とする。                      ※ 計算例は次項参照</p> <p>ウ その他                      ・「主たる営業所」は、Ⅳ-1-5(1)主たる営業所の所在地標準評価項目のAと同様の扱                      いとする。</p> <p>エ 履行確認                      履行確認は、上記算定式により「地域内企業活用比率」を計算し確認する。                      ・ 地域内企業の一次下請施工額は、該当する下請負人選定通知書により確認する。                      ・ 自社施工額は、最終契約額(税込)から、一次下請施工額(総額)を差し引いて確認                      する。なお、共同企業体の場合は、上記【イ 評価基準】注)と同様の扱いとする。</p> <p>(2) 環境対策の認定制度等</p> <p style="text-align: center;"><b>環境対策の認定制度等 標準評価項目</b></p> <table border="1" data-bbox="293 922 1162 1026"> <thead> <tr> <th colspan="3">技術評価項目</th> <th>評価基準</th> <th>評価点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地域の守</td> <td>地域社会</td> <td>環境対策の</td> <td>該当有り</td> <td>0.50</td> </tr> <tr> <td>り手確保</td> <td>貢献</td> <td>認定制度等</td> <td>なし</td> <td>0.00</td> </tr> </tbody> </table> <p>ア 評価対象                      評価対象は以下のいずれかの認定又は認証登録により評価する。                      ・ 評価対象とする認定制度等の種類は、ISO14001、北海道グリーン・ビジネス認定制度                      「優良な取組」部門、さっぽろエコメンバー登録制度、北海道環境マネジメントシステ                      ムスタンダード(HES)、エコアクション21(EA21)とする。                      ・ 認定又は登録期間の終了日が公告日以後のものを評価対象とする。</p> <p>イ 評価基準                      入札参加者から提出される「環境対策の認定制度等の有無」(様式-7)により評価する。</p>	技術評価項目			評価基準	評価点	地域の守	地域社会	環境対策の	該当有り	0.50	り手確保	貢献	認定制度等	なし	0.00	<p>(小数点以下切り捨て)</p> <p>自社施工額：請負費のうち一次下請施工額以外の金額(税込)                      一次下請施工額：元請(自社)から一次下請企業への支払金額(税込)                      請負額：入札金額(税込)</p> <p>注) 元請が地域内企業及び地域外企業で構成される共同企業体である場合には、                      自社施工額を出資比率で按分した金額を各構成員の施工額とし、そのうち地域                      内企業である構成員の施工額を、自社施工額のうち地域内企業施工額とする。                      ※ 計算例は次項参照</p> <p>ウ その他                      ・「主たる営業所」は、Ⅳ-1-5(1)主たる営業所の所在地標準評価項目のAと同様の扱                      いとする。</p> <p>エ 履行確認                      履行確認は、上記算定式により「地域内企業活用比率」を計算し確認する。                      ・ 地域内企業の一次下請施工額は、該当する下請負人選定通知書により確認する。                      ・ 自社施工額は、最終契約額(税込)から、一次下請施工額(総額)を差し引いて確認                      する。なお、共同企業体の場合は、上記【イ 評価基準】注)と同様の扱いとする。</p>	<p>※評価項目新設(環境対策の認定制度に係る評価項目について、北海道に準拠したものを新設)</p>
技術評価項目			評価基準	評価点													
地域の守	地域社会	環境対策の	該当有り	0.50													
り手確保	貢献	認定制度等	なし	0.00													

新	旧	備考																		
<p>IV-1-6 減点項目</p> <p>(1) 減点 標準評価項目</p> <table border="1" data-bbox="326 371 1126 446"> <thead> <tr> <th>減点項目</th> <th>減点 標準評価項目 評価基準</th> <th>配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>過去6ヶ月の措置による減点</td> <td>重要な契約不適合に伴う修補(損害賠償)請求を受けた事例あり</td> <td>-1.00</td> </tr> <tr> <td></td> <td>総合評価落札方式において技術評価項目の不履行を行った事例あり</td> <td>-1.00</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 令和2年度より前の「瑕疵」については、「契約不適合」と読み替える。</p> <p>ア 減点対象</p> <p>(7) 過去6か月以内に重要な契約不適合に伴う修補(損害賠償)請求を受けた工事</p> <p>(f) 過去6か月以内に総合評価落札方式において技術評価項目の不履行を行った工事</p> <p>イ 減点事例</p> <p>(7) 重要な契約不適合に伴う修補(損害賠償)請求を受けた事例</p> <p>a 重要な契約不適合に伴う修補の請求、又は修補に代え、若しくは修補とともに損害の賠償請求を受けた事例(工事施行成績で、2.0点減点の措置を受けたもの)を減点対象とする。</p> <p>b 過去6ヶ月は、当該工事の公告日の月の7ヶ月前から2ヶ月前までの6ヶ月間とし、該当の有無は修補(損害賠償)請求日で判断する。 (公告日が令和7年5月10日の場合、令和6年10月1日から令和7年3月31日までの期間となる。)</p> <p>(f) 総合評価落札方式において技術評価項目の不履行を行った事例</p> <p>a 総合評価落札方式において、工事施行成績の減点を伴う技術評価項目の不履行を行った事例を減点対象とする。 (やむを得ない事情による配置技術者の不履行の場合は次項のウの(i)による。)</p> <p>b 過去6ヶ月は、当該工事の公告日の月の7ヶ月前から2ヶ月前までの6ヶ月間とし、該当の有無は工事検査日で判断する。 (公告日が令和7年5月10日の場合、令和6年10月1日から令和7年3月31日までの期間となる。)</p> <p>ウ その他</p> <p>(7) 減点評価対象工事は、管理組合発注工事を対象とする。</p> <p>(f) 過去の工事における工事施行成績の減点の理由が、配置予定技術者における死亡・健康上の理由等、やむを得ない事情による主任(監理)技術者の資格、継続教育の不履行による場合は「過去6ヶ月の措置による減点」の対象外とする。 なお、上記事情の場合は、医療機関等の診断書の提示を求める。</p> <p>IV-1-7 標準評価項目</p> <p>(1) 施工計画審査タイプ</p> <p>ア 基本的な考え方</p> <p>(7) 施工計画審査タイプの技術評価点については、I型は19.25点、II型は16.75点を基本とする。</p> <p>(f) 各評価項目は表Bを標準とする。</p> <p>イ 配点案</p> <p>(7) 表Bに基づいて配点する。</p> <p>(f) 簡易な施工計画は、I型は①②③の3項目で配点を15点、II型は①②③から2項目を選択し、配点を10点とする。</p> <p>ウ 必要に応じて、企業の施工能力、配置予定技術者、担い手の育成・確保、地域の守り手確保及び技術評価点の満点(I型の場合19.25点)の配点を増減できる。</p>	減点項目	減点 標準評価項目 評価基準	配点	過去6ヶ月の措置による減点	重要な契約不適合に伴う修補(損害賠償)請求を受けた事例あり	-1.00		総合評価落札方式において技術評価項目の不履行を行った事例あり	-1.00	<p>IV-1-6 減点項目</p> <p>(1) 減点 標準評価項目</p> <table border="1" data-bbox="1649 371 2449 446"> <thead> <tr> <th>減点項目</th> <th>減点 標準評価項目 評価基準</th> <th>配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>過去6ヶ月の措置による減点</td> <td>重要な契約不適合に伴う修補(損害賠償)請求を受けた事例あり</td> <td>-1.00</td> </tr> <tr> <td></td> <td>総合評価落札方式において技術評価項目の不履行を行った事例あり</td> <td>-1.00</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 令和2年度より前の「瑕疵」については、「契約不適合」と読み替える。</p> <p>ア 減点対象</p> <p>(7) 過去6か月以内に重要な契約不適合に伴う修補(損害賠償)請求を受けた工事</p> <p>(f) 過去6か月以内に総合評価落札方式において技術評価項目の不履行を行った工事</p> <p>イ 減点事例</p> <p>(7) 重要な契約不適合に伴う修補(損害賠償)請求を受けた事例</p> <p>a 重要な契約不適合に伴う修補の請求、又は修補に代え、若しくは修補とともに損害の賠償請求を受けた事例(工事施行成績で、2.0点減点の措置を受けたもの)を減点対象とする。</p> <p>b 過去6ヶ月は、当該工事の公告日の月の7ヶ月前から2ヶ月前までの6ヶ月間とし、該当の有無は修補(損害賠償)請求日で判断する。 (公告日が令和6年5月10日の場合、令和5年10月1日から令和6年3月31日までの期間となる。)</p> <p>(f) 総合評価落札方式において技術評価項目の不履行を行った事例</p> <p>a 総合評価落札方式において、工事施行成績の減点を伴う技術評価項目の不履行を行った事例を減点対象とする。 (やむを得ない事情による配置技術者の不履行の場合は次項のウの(i)による。)</p> <p>b 過去6ヶ月は、当該工事の公告日の月の7ヶ月前から2ヶ月前までの6ヶ月間とし、該当の有無は工事検査日で判断する。 (公告日が令和6年5月10日の場合、令和5年10月1日から令和6年3月31日までの期間となる。)</p> <p>ウ その他</p> <p>(7) 減点評価対象工事は、管理組合発注工事を対象とする。</p> <p>(f) 過去の工事における工事施行成績の減点の理由が、配置予定技術者における死亡・健康上の理由等、やむを得ない事情による主任(監理)技術者の資格、継続教育の不履行による場合は「過去6ヶ月の措置による減点」の対象外とする。 なお、上記事情の場合は、医療機関等の診断書の提示を求める。</p> <p>IV-1-7 標準評価項目</p> <p>(1) 施工計画審査タイプ</p> <p>ア 基本的な考え方</p> <p>(7) 施工計画審査タイプの技術評価点については、I型は18.75点、II型は16.25点を基本とする。</p> <p>(f) 各評価項目は表Bを標準とする。</p> <p>イ 配点案</p> <p>(7) 表Bに基づいて配点する。</p> <p>(f) 簡易な施工計画は、I型は①②③の3項目で配点を15点、II型は①②③から2項目を選択し、配点を10点とする。</p> <p>ウ 必要に応じて、企業の施工能力、配置予定技術者、担い手の育成・確保、地域の守り手確保及び技術評価点の満点(I型の場合18.75点)の配点を増減できる。</p>	減点項目	減点 標準評価項目 評価基準	配点	過去6ヶ月の措置による減点	重要な契約不適合に伴う修補(損害賠償)請求を受けた事例あり	-1.00		総合評価落札方式において技術評価項目の不履行を行った事例あり	-1.00	<p>※北海道に準拠して改正(時点修正)</p> <p>※北海道に準拠して改正(時点修正)</p> <p>※評価項目新設に伴う改正(評価項目新設に伴う評価点の改正)</p> <p>※評価項目新設に伴う改正(評価項目新設に伴う評価点の改正)</p>
減点項目	減点 標準評価項目 評価基準	配点																		
過去6ヶ月の措置による減点	重要な契約不適合に伴う修補(損害賠償)請求を受けた事例あり	-1.00																		
	総合評価落札方式において技術評価項目の不履行を行った事例あり	-1.00																		
減点項目	減点 標準評価項目 評価基準	配点																		
過去6ヶ月の措置による減点	重要な契約不適合に伴う修補(損害賠償)請求を受けた事例あり	-1.00																		
	総合評価落札方式において技術評価項目の不履行を行った事例あり	-1.00																		

「石狩湾新港管理組合総合評価落札方式」新旧対照表

新	旧	備考																																																																																																																																																																																																																																																																																															
<p>(2) 施工実績審査タイプ ア 基本的な考え方 (ア) 施工実績審査タイプ型の技術評価点については、<b>6. 75点</b>を基本とする。 (イ) 各評価項目は表Bを標準とする。 イ 配点案 (ア) 表Bに基づいて配点する。 (イ) 必要に応じて、配置予定技術者、担い手の育成・確保、地域の守り手確保及び技術評価点の満点（施工実績審査タイプ<b>6. 75点</b>）の配点を増減できる。</p>	<p>(2) 施工実績審査タイプ ア 基本的な考え方 (ア) 施工実績審査タイプ型の技術評価点については、6. 25点を基本とする。 (イ) 各評価項目は表Bを標準とする。 イ 配点案 (ア) 表Bに基づいて配点する。 (イ) 必要に応じて、配置予定技術者、担い手の育成・確保、地域の守り手確保及び技術評価点の満点（施工実績審査タイプ6. 25点）の配点を増減できる。</p>	<p>※評価項目新設に伴う改正（評価項目新設に伴う評価点の改正）  ※評価項目新設に伴う改正（評価項目新設に伴う評価点の改正）</p>																																																																																																																																																																																																																																																																																															
<p>表B 標準評価項目</p>	<p>表B 標準評価項目</p>																																																																																																																																																																																																																																																																																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">技術評価項目</th> <th rowspan="2">評価基準</th> <th colspan="3">施工計画審査タイプ</th> <th colspan="3">施工実績審査タイプ</th> </tr> <tr> <th>評価点</th> <th>配点</th> <th>小計</th> <th>評価点</th> <th>配点</th> <th>小計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">簡易な施工計画</td> <td>①工程管理に係わる技術的所見</td> <td>配点 = 評価項目数 ÷ 評価対象項目数 × 5.00点</td> <td>5.00</td> <td>(I型) 15.00</td> <td rowspan="3">/</td> <td rowspan="3"></td> <td rowspan="3"></td> </tr> <tr> <td>②品質管理に係わる技術的所見</td> <td>配点 = 評価項目数 ÷ 評価対象項目数 × 5.00点</td> <td>5.00</td> <td>(II型) 10.00</td> </tr> <tr> <td>③施工上の対処すべき技術的所見</td> <td>配点 = 評価項目数 ÷ 評価対象項目数 × 5.00点</td> <td>5.00</td> <td>10.00</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">企業の施工能力</td> <td>ISOマネジメントシステムの取得</td> <td>ISO9001を取得</td> <td>0.50</td> <td rowspan="4">(I型) 0.50 (II型) 2.00</td> <td rowspan="4">0.50</td> <td rowspan="4">2.00</td> <td rowspan="4"></td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td></td> <td>0.00</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">地域精通度（施工実績）</td> <td rowspan="2">過去15年間の工事箇所と同じ地域での施工実績</td> <td>1.50</td> <td rowspan="2">(I型) 1.50 (II型) 1.50</td> </tr> <tr> <td>1.00</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">配置予定技術者</td> <td rowspan="5">主任（監理）技術者の資格</td> <td>技術士又は有資格期間5年以上の一級土木施工管理技士・一級建設機械施工技士</td> <td>1.00</td> <td rowspan="5">1.00</td> <td rowspan="5">1.50</td> <td rowspan="5">1.00</td> <td rowspan="5">1.50</td> </tr> <tr> <td>一級土木施工管理技士・一級建設機械施工技士</td> <td>0.75</td> </tr> <tr> <td>二級土木施工管理技士・二級建設機械施工技士（有資格期間10年以上）</td> <td>0.50</td> </tr> <tr> <td>二級土木施工管理技士・二級建設機械施工技士（有資格期間5年以上）</td> <td>0.25</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td>0.00</td> </tr> <tr> <td>主任（監理）技術者の継続教育</td> <td>CPDの証明あり（推奨単位以上取得）</td> <td>0.50</td> <td rowspan="2">0.50</td> <td rowspan="2">0.50</td> <td rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td>なし</td> <td>0.00</td> </tr> <tr> <td>担い手の育成・確保</td> <td>新規の雇用</td> <td>新規の雇用あり（管理組合で年1回適用）</td> <td>0.50</td> <td>0.50</td> <td>0.50</td> <td>0.50</td> <td>0.50</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">地域の守り手確保</td> <td rowspan="3">主たる営業所の所在地</td> <td rowspan="3">工事箇所と同じ地域内での主たる営業所</td> <td>1.00</td> <td rowspan="3">(I型) 1.00 (II型) 1.00</td> <td rowspan="3">1.00</td> <td rowspan="3">2.75</td> <td rowspan="3"></td> </tr> <tr> <td>0.50</td> </tr> <tr> <td>0.00</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">災害時の協力等</td> <td>災害協定あり</td> <td>0.25</td> <td rowspan="2">0.25</td> <td rowspan="2">(I型) 0.25 (II型) 0.25</td> <td rowspan="2">0.25</td> <td rowspan="2">2.25</td> </tr> <tr> <td>なし</td> <td>0.00</td> </tr> <tr> <td>環境対策の認定制度等</td> <td>登録又は認証あり</td> <td>0.50</td> <td rowspan="2">0.50</td> <td rowspan="2">(I型) 1.75 (II型) 2.75</td> <td rowspan="2">0.50</td> <td rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td>なし</td> <td>0.00</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">地域経済への波及</td> <td rowspan="3">地域企業の活用</td> <td rowspan="3">地域内企業の活用比率</td> <td>20%以上</td> <td>1.00</td> <td rowspan="3">1.00</td> <td rowspan="3">1.00</td> <td rowspan="3"></td> </tr> <tr> <td>10%以上20%未満</td> <td>0.50</td> </tr> <tr> <td>10%未満</td> <td>0.00</td> </tr> <tr> <td colspan="3">計（満点）</td> <td>(I型) 19.25 (II型) 16.75</td> <td colspan="3">6.75</td> </tr> <tr> <td>減点項目</td> <td>評価基準</td> <td colspan="6">配点</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">過去6ヶ月の措置による減点</td> <td>重要な契約不適合に伴う修補（損害賠償）請求を受けた事例あり</td> <td colspan="6">-1.00</td> </tr> <tr> <td>総合評価方式において技術評価項目の不履行を行った事例あり</td> <td colspan="6">-1.00</td> </tr> </tbody> </table>	技術評価項目	評価基準	施工計画審査タイプ			施工実績審査タイプ			評価点	配点	小計	評価点	配点	小計	簡易な施工計画	①工程管理に係わる技術的所見	配点 = 評価項目数 ÷ 評価対象項目数 × 5.00点	5.00	(I型) 15.00	/			②品質管理に係わる技術的所見	配点 = 評価項目数 ÷ 評価対象項目数 × 5.00点	5.00	(II型) 10.00	③施工上の対処すべき技術的所見	配点 = 評価項目数 ÷ 評価対象項目数 × 5.00点	5.00	10.00	企業の施工能力	ISOマネジメントシステムの取得	ISO9001を取得	0.50	(I型) 0.50 (II型) 2.00	0.50	2.00		上記以外		0.00	地域精通度（施工実績）	過去15年間の工事箇所と同じ地域での施工実績	1.50	(I型) 1.50 (II型) 1.50	1.00	配置予定技術者	主任（監理）技術者の資格	技術士又は有資格期間5年以上の一級土木施工管理技士・一級建設機械施工技士	1.00	1.00	1.50	1.00	1.50	一級土木施工管理技士・一級建設機械施工技士	0.75	二級土木施工管理技士・二級建設機械施工技士（有資格期間10年以上）	0.50	二級土木施工管理技士・二級建設機械施工技士（有資格期間5年以上）	0.25	上記以外	0.00	主任（監理）技術者の継続教育	CPDの証明あり（推奨単位以上取得）	0.50	0.50	0.50		なし	0.00	担い手の育成・確保	新規の雇用	新規の雇用あり（管理組合で年1回適用）	0.50	0.50	0.50	0.50	0.50	地域の守り手確保	主たる営業所の所在地	工事箇所と同じ地域内での主たる営業所	1.00	(I型) 1.00 (II型) 1.00	1.00	2.75		0.50	0.00	災害時の協力等	災害協定あり	0.25	0.25	(I型) 0.25 (II型) 0.25	0.25	2.25	なし	0.00	環境対策の認定制度等	登録又は認証あり	0.50	0.50	(I型) 1.75 (II型) 2.75	0.50		なし	0.00	地域経済への波及	地域企業の活用	地域内企業の活用比率	20%以上	1.00	1.00	1.00		10%以上20%未満	0.50	10%未満	0.00	計（満点）			(I型) 19.25 (II型) 16.75	6.75			減点項目	評価基準	配点						過去6ヶ月の措置による減点	重要な契約不適合に伴う修補（損害賠償）請求を受けた事例あり	-1.00						総合評価方式において技術評価項目の不履行を行った事例あり	-1.00						<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">技術評価項目</th> <th rowspan="2">評価基準</th> <th colspan="3">施工計画審査タイプ</th> <th colspan="3">施工実績審査タイプ</th> </tr> <tr> <th>評価点</th> <th>配点</th> <th>小計</th> <th>評価点</th> <th>配点</th> <th>小計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">簡易な施工計画</td> <td>①工程管理に係わる技術的所見</td> <td>配点 = 評価項目数 ÷ 評価対象項目数 × 5.00点</td> <td>5.00</td> <td>(I型) 15.00</td> <td rowspan="3">/</td> <td rowspan="3"></td> <td rowspan="3"></td> </tr> <tr> <td>②品質管理に係わる技術的所見</td> <td>配点 = 評価項目数 ÷ 評価対象項目数 × 5.00点</td> <td>5.00</td> <td>(II型) 10.00</td> </tr> <tr> <td>③施工上の対処すべき技術的所見</td> <td>配点 = 評価項目数 ÷ 評価対象項目数 × 5.00点</td> <td>5.00</td> <td>10.00</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">企業の施工能力</td> <td>ISOマネジメントシステムの取得</td> <td>ISO9001を取得</td> <td>0.50</td> <td rowspan="4">(I型) 0.50 (II型) 2.00</td> <td rowspan="4">0.50</td> <td rowspan="4">2.00</td> <td rowspan="4"></td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td></td> <td>0.00</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">地域精通度（施工実績）</td> <td rowspan="2">過去15年間の工事箇所と同じ地域での施工実績</td> <td>1.50</td> <td rowspan="2">(I型) 1.50 (II型) 1.50</td> </tr> <tr> <td>1.00</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">配置予定技術者</td> <td rowspan="5">主任（監理）技術者の資格</td> <td>技術士又は有資格期間5年以上の一級土木施工管理技士・一級建設機械施工技士</td> <td>1.00</td> <td rowspan="5">1.00</td> <td rowspan="5">1.50</td> <td rowspan="5">1.00</td> <td rowspan="5">1.50</td> </tr> <tr> <td>一級土木施工管理技士・一級建設機械施工技士</td> <td>0.75</td> </tr> <tr> <td>二級土木施工管理技士・二級建設機械施工技士（有資格期間10年以上）</td> <td>0.50</td> </tr> <tr> <td>二級土木施工管理技士・二級建設機械施工技士（有資格期間5年以上）</td> <td>0.25</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td>0.00</td> </tr> <tr> <td>主任（監理）技術者の継続教育</td> <td>CPDの証明あり（推奨単位以上取得）</td> <td>0.50</td> <td rowspan="2">0.50</td> <td rowspan="2">0.50</td> <td rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td>なし</td> <td>0.00</td> </tr> <tr> <td>担い手の育成・確保</td> <td>新規の雇用</td> <td>新規の雇用あり（管理組合で年1回適用）</td> <td>0.50</td> <td>0.50</td> <td>0.50</td> <td>0.50</td> <td>0.50</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">地域の守り手確保</td> <td rowspan="3">主たる営業所の所在地</td> <td rowspan="3">工事箇所と同じ地域内での主たる営業所</td> <td>1.00</td> <td rowspan="3">(I型) 1.00 (II型) 1.00</td> <td rowspan="3">1.00</td> <td rowspan="3">2.25</td> <td rowspan="3"></td> </tr> <tr> <td>0.50</td> </tr> <tr> <td>0.00</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">災害時の協力等</td> <td>災害協定あり</td> <td>0.25</td> <td rowspan="2">0.25</td> <td rowspan="2">(I型) 1.25 (II型) 2.25</td> <td rowspan="2">0.25</td> <td rowspan="2">2.25</td> </tr> <tr> <td>なし</td> <td>0.00</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">地域経済への波及</td> <td rowspan="3">地域企業の活用</td> <td rowspan="3">地域内企業の活用比率</td> <td>20%以上</td> <td>1.00</td> <td rowspan="3">1.00</td> <td rowspan="3">1.00</td> <td rowspan="3"></td> </tr> <tr> <td>10%以上20%未満</td> <td>0.50</td> </tr> <tr> <td>10%未満</td> <td>0.00</td> </tr> <tr> <td colspan="3">計（満点）</td> <td>(I型) 18.75 (II型) 16.25</td> <td colspan="3">6.25</td> </tr> <tr> <td>減点項目</td> <td>評価基準</td> <td colspan="6">配点</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">過去6ヶ月の措置による減点</td> <td>重要な契約不適合に伴う修補（損害賠償）請求を受けた事例あり</td> <td colspan="6">-1.00</td> </tr> <tr> <td>総合評価方式において技術評価項目の不履行を行った事例あり</td> <td colspan="6">-1.00</td> </tr> </tbody> </table>	技術評価項目	評価基準	施工計画審査タイプ			施工実績審査タイプ			評価点	配点	小計	評価点	配点	小計	簡易な施工計画	①工程管理に係わる技術的所見	配点 = 評価項目数 ÷ 評価対象項目数 × 5.00点	5.00	(I型) 15.00	/			②品質管理に係わる技術的所見	配点 = 評価項目数 ÷ 評価対象項目数 × 5.00点	5.00	(II型) 10.00	③施工上の対処すべき技術的所見	配点 = 評価項目数 ÷ 評価対象項目数 × 5.00点	5.00	10.00	企業の施工能力	ISOマネジメントシステムの取得	ISO9001を取得	0.50	(I型) 0.50 (II型) 2.00	0.50	2.00		上記以外		0.00	地域精通度（施工実績）	過去15年間の工事箇所と同じ地域での施工実績	1.50	(I型) 1.50 (II型) 1.50	1.00	配置予定技術者	主任（監理）技術者の資格	技術士又は有資格期間5年以上の一級土木施工管理技士・一級建設機械施工技士	1.00	1.00	1.50	1.00	1.50	一級土木施工管理技士・一級建設機械施工技士	0.75	二級土木施工管理技士・二級建設機械施工技士（有資格期間10年以上）	0.50	二級土木施工管理技士・二級建設機械施工技士（有資格期間5年以上）	0.25	上記以外	0.00	主任（監理）技術者の継続教育	CPDの証明あり（推奨単位以上取得）	0.50	0.50	0.50		なし	0.00	担い手の育成・確保	新規の雇用	新規の雇用あり（管理組合で年1回適用）	0.50	0.50	0.50	0.50	0.50	地域の守り手確保	主たる営業所の所在地	工事箇所と同じ地域内での主たる営業所	1.00	(I型) 1.00 (II型) 1.00	1.00	2.25		0.50	0.00	災害時の協力等	災害協定あり	0.25	0.25	(I型) 1.25 (II型) 2.25	0.25	2.25	なし	0.00	地域経済への波及	地域企業の活用	地域内企業の活用比率	20%以上	1.00	1.00	1.00		10%以上20%未満	0.50	10%未満	0.00	計（満点）			(I型) 18.75 (II型) 16.25	6.25			減点項目	評価基準	配点						過去6ヶ月の措置による減点	重要な契約不適合に伴う修補（損害賠償）請求を受けた事例あり	-1.00						総合評価方式において技術評価項目の不履行を行った事例あり	-1.00						<p>※評価項目新設に伴う改正（評価項目新設に伴う評価項目表の改正）</p>
技術評価項目			評価基準	施工計画審査タイプ			施工実績審査タイプ																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	評価点	配点		小計	評価点	配点	小計																																																																																																																																																																																																																																																																																										
簡易な施工計画	①工程管理に係わる技術的所見	配点 = 評価項目数 ÷ 評価対象項目数 × 5.00点	5.00	(I型) 15.00	/																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	②品質管理に係わる技術的所見	配点 = 評価項目数 ÷ 評価対象項目数 × 5.00点	5.00	(II型) 10.00																																																																																																																																																																																																																																																																																													
	③施工上の対処すべき技術的所見	配点 = 評価項目数 ÷ 評価対象項目数 × 5.00点	5.00	10.00																																																																																																																																																																																																																																																																																													
企業の施工能力	ISOマネジメントシステムの取得	ISO9001を取得	0.50	(I型) 0.50 (II型) 2.00	0.50	2.00																																																																																																																																																																																																																																																																																											
	上記以外		0.00																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	地域精通度（施工実績）	過去15年間の工事箇所と同じ地域での施工実績	1.50					(I型) 1.50 (II型) 1.50																																																																																																																																																																																																																																																																																									
			1.00																																																																																																																																																																																																																																																																																														
配置予定技術者	主任（監理）技術者の資格	技術士又は有資格期間5年以上の一級土木施工管理技士・一級建設機械施工技士	1.00	1.00	1.50	1.00	1.50																																																																																																																																																																																																																																																																																										
		一級土木施工管理技士・一級建設機械施工技士	0.75																																																																																																																																																																																																																																																																																														
		二級土木施工管理技士・二級建設機械施工技士（有資格期間10年以上）	0.50																																																																																																																																																																																																																																																																																														
		二級土木施工管理技士・二級建設機械施工技士（有資格期間5年以上）	0.25																																																																																																																																																																																																																																																																																														
		上記以外	0.00																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	主任（監理）技術者の継続教育	CPDの証明あり（推奨単位以上取得）	0.50	0.50	0.50																																																																																																																																																																																																																																																																																												
なし	0.00																																																																																																																																																																																																																																																																																																
担い手の育成・確保	新規の雇用	新規の雇用あり（管理組合で年1回適用）	0.50	0.50	0.50	0.50	0.50																																																																																																																																																																																																																																																																																										
地域の守り手確保	主たる営業所の所在地	工事箇所と同じ地域内での主たる営業所	1.00	(I型) 1.00 (II型) 1.00	1.00	2.75																																																																																																																																																																																																																																																																																											
			0.50																																																																																																																																																																																																																																																																																														
			0.00																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	災害時の協力等	災害協定あり	0.25	0.25	(I型) 0.25 (II型) 0.25	0.25	2.25																																																																																																																																																																																																																																																																																										
		なし	0.00																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	環境対策の認定制度等	登録又は認証あり	0.50	0.50	(I型) 1.75 (II型) 2.75	0.50																																																																																																																																																																																																																																																																																											
なし	0.00																																																																																																																																																																																																																																																																																																
地域経済への波及	地域企業の活用	地域内企業の活用比率	20%以上	1.00	1.00	1.00																																																																																																																																																																																																																																																																																											
			10%以上20%未満	0.50																																																																																																																																																																																																																																																																																													
			10%未満	0.00																																																																																																																																																																																																																																																																																													
計（満点）			(I型) 19.25 (II型) 16.75	6.75																																																																																																																																																																																																																																																																																													
減点項目	評価基準	配点																																																																																																																																																																																																																																																																																															
過去6ヶ月の措置による減点	重要な契約不適合に伴う修補（損害賠償）請求を受けた事例あり	-1.00																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	総合評価方式において技術評価項目の不履行を行った事例あり	-1.00																																																																																																																																																																																																																																																																																															
技術評価項目	評価基準	施工計画審査タイプ			施工実績審査タイプ																																																																																																																																																																																																																																																																																												
		評価点	配点	小計	評価点	配点	小計																																																																																																																																																																																																																																																																																										
簡易な施工計画	①工程管理に係わる技術的所見	配点 = 評価項目数 ÷ 評価対象項目数 × 5.00点	5.00	(I型) 15.00	/																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	②品質管理に係わる技術的所見	配点 = 評価項目数 ÷ 評価対象項目数 × 5.00点	5.00	(II型) 10.00																																																																																																																																																																																																																																																																																													
	③施工上の対処すべき技術的所見	配点 = 評価項目数 ÷ 評価対象項目数 × 5.00点	5.00	10.00																																																																																																																																																																																																																																																																																													
企業の施工能力	ISOマネジメントシステムの取得	ISO9001を取得	0.50	(I型) 0.50 (II型) 2.00	0.50	2.00																																																																																																																																																																																																																																																																																											
	上記以外		0.00																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	地域精通度（施工実績）	過去15年間の工事箇所と同じ地域での施工実績	1.50					(I型) 1.50 (II型) 1.50																																																																																																																																																																																																																																																																																									
			1.00																																																																																																																																																																																																																																																																																														
配置予定技術者	主任（監理）技術者の資格	技術士又は有資格期間5年以上の一級土木施工管理技士・一級建設機械施工技士	1.00	1.00	1.50	1.00	1.50																																																																																																																																																																																																																																																																																										
		一級土木施工管理技士・一級建設機械施工技士	0.75																																																																																																																																																																																																																																																																																														
		二級土木施工管理技士・二級建設機械施工技士（有資格期間10年以上）	0.50																																																																																																																																																																																																																																																																																														
		二級土木施工管理技士・二級建設機械施工技士（有資格期間5年以上）	0.25																																																																																																																																																																																																																																																																																														
		上記以外	0.00																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	主任（監理）技術者の継続教育	CPDの証明あり（推奨単位以上取得）	0.50	0.50	0.50																																																																																																																																																																																																																																																																																												
なし	0.00																																																																																																																																																																																																																																																																																																
担い手の育成・確保	新規の雇用	新規の雇用あり（管理組合で年1回適用）	0.50	0.50	0.50	0.50	0.50																																																																																																																																																																																																																																																																																										
地域の守り手確保	主たる営業所の所在地	工事箇所と同じ地域内での主たる営業所	1.00	(I型) 1.00 (II型) 1.00	1.00	2.25																																																																																																																																																																																																																																																																																											
			0.50																																																																																																																																																																																																																																																																																														
			0.00																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	災害時の協力等	災害協定あり	0.25	0.25	(I型) 1.25 (II型) 2.25	0.25	2.25																																																																																																																																																																																																																																																																																										
		なし	0.00																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	地域経済への波及	地域企業の活用	地域内企業の活用比率	20%以上	1.00	1.00	1.00																																																																																																																																																																																																																																																																																										
10%以上20%未満				0.50																																																																																																																																																																																																																																																																																													
10%未満				0.00																																																																																																																																																																																																																																																																																													
計（満点）			(I型) 18.75 (II型) 16.25	6.25																																																																																																																																																																																																																																																																																													
減点項目	評価基準	配点																																																																																																																																																																																																																																																																																															
過去6ヶ月の措置による減点	重要な契約不適合に伴う修補（損害賠償）請求を受けた事例あり	-1.00																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	総合評価方式において技術評価項目の不履行を行った事例あり	-1.00																																																																																																																																																																																																																																																																																															
<p>※ 施工計画審査タイプII型は、簡易な施工計画で2項目を選択する。</p> <p>なお、予定価格が5億円未満の専門工事（鋼橋等の工場製作・架設、ポステンPC橋、電気設備、機械設備、舗装、区画線、塗装、法面処理、杭基礎、地盤改良等の専門性の高い工事）については、工事内容に応じて施工計画審査タイプ又は施工実績審査タイプの標準評価項目を準用する。</p>	<p>※ 施工計画審査タイプII型は、簡易な施工計画で2項目を選択する。</p> <p>なお、予定価格が5億円未満の専門工事（鋼橋等の工場製作・架設、ポステンPC橋、電気設備、機械設備、舗装、区画線、塗装、法面処理、杭基礎、地盤改良等の専門性の高い工事）については、工事内容に応じて施工計画審査タイプ又は施工実績審査タイプの標準評価項目を準用する。</p>																																																																																																																																																																																																																																																																																																

新	旧	備考																																																	
<p>IV-2 共同企業体・企業合併等</p> <p>(1) 共同企業体の構成員としての実績の取扱い</p> <p>ア 各技術評価項目に対する評価方法等は、次表のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="326 461 1216 947"> <thead> <tr> <th colspan="2">技術評価項目</th> <th>評価方法等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">企業の 施工 能力</td> <td>ISOマネジメントシステム</td> <td rowspan="2">構成員毎に評価点を算出し、その平均点を評価点とする。 (※1)</td> </tr> <tr> <td>地域精通度(施工実績)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">配置 予定 技術者</td> <td>主任(監理)技術者の資格</td> <td rowspan="2">各構成員の配置予定技術者がすべて特定できる場合は、各構成員のうち、最も高いものを評価点とする。(「(4)配置予定技術者の評価」参照)</td> </tr> <tr> <td>主任(監理)技術者の継続教育</td> </tr> <tr> <td>担い手 の育 成・ 確保</td> <td>新規の雇用</td> <td>入札参加者は、各構成員のうち、最も高い評価点となり得るものを申請する。(※2)</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">地域 の守 り手 確保</td> <td>主たる営業所の所在地</td> <td rowspan="2">構成員毎に評価点を算出し、その平均点を評価点とする。 (※1)</td> </tr> <tr> <td>災害時の協力量</td> </tr> <tr> <td>環境対策の認定制度等</td> <td rowspan="2">共同企業体としての計画を評価する。(IV-1-5地域の守り手確保の③&lt;参考&gt;を参照)</td> </tr> <tr> <td>地域企業の活用</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">減点 項目</td> <td>重要な契約不適合の修補請求</td> <td rowspan="2">構成員のいずれかに該当事実がある場合に減点する。</td> </tr> <tr> <td>技術評価項目の不履行</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 評価点の平均点は、少数第3位切り捨て、2位止めとする。 (例：A社(ISO9001取得→単体の評価点=0.50)とB社(ISO未取得→単体の評価点=0.00)のJVでは、評価点=0.25点) なお、各項目の評価方法は、各構成員の評価点の平均点を原則とするが、工事の性格・規模等に応じて、従前の評価方法を選択できる。</p> <p>※2 共同企業体において、構成員の複数に新規の雇用実績がある場合は、いずれかの構成員の雇用実績をもって当該共同企業体の「申請」とすることができる。「申請」による落札以降は、申請した構成員は、単体、共同企業体を問わず申請できない。また、「V-2様式集」様式6を提出する際は留意すること。</p> <p>イ 企業の施工能力に係る補足 構成員ごとに「企業の施工能力等調書」を作成する。</p> <p>ウ 配置予定技術者に係る補足 (ア) 構成員ごとに「配置予定技術者調書(総合評価用)」を作成する。 (イ) 舗装工事に係る資格を乙型共同企業体(分担施工方式)で追加した場合の取扱いは、IV-1-3配置予定技術者の(1)エ(イ)を参照のこと。</p> <p>(2) 共同企業体の構成員としての実績の取扱い</p> <p>ア 施工実績 共同企業体で施工した場合における施工実績は、各構成員が単独で施工した実績とみなして評価する。ただし、評価対象は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。</p> <p>イ 減点項目 共同企業体で施工した工事における重要な契約不適合に伴う修補(損害賠償)請求、又は総合評価落札方式における技術評価項目の不履行の事例は、各構成員が単独で施工した工事における事例とみなして減点対象とする。</p>	技術評価項目		評価方法等	企業の 施工 能力	ISOマネジメントシステム	構成員毎に評価点を算出し、その平均点を評価点とする。 (※1)	地域精通度(施工実績)	配置 予定 技術者	主任(監理)技術者の資格	各構成員の配置予定技術者がすべて特定できる場合は、各構成員のうち、最も高いものを評価点とする。(「(4)配置予定技術者の評価」参照)	主任(監理)技術者の継続教育	担い手 の育 成・ 確保	新規の雇用	入札参加者は、各構成員のうち、最も高い評価点となり得るものを申請する。(※2)	地域 の守 り手 確保	主たる営業所の所在地	構成員毎に評価点を算出し、その平均点を評価点とする。 (※1)	災害時の協力量	環境対策の認定制度等	共同企業体としての計画を評価する。(IV-1-5地域の守り手確保の③<参考>を参照)	地域企業の活用	減点 項目	重要な契約不適合の修補請求	構成員のいずれかに該当事実がある場合に減点する。	技術評価項目の不履行	<p>IV-2 共同企業体・企業合併等</p> <p>(1) 共同企業体の構成員としての実績の取扱い</p> <p>ア 各技術評価項目に対する評価方法等は、次表のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1649 461 2538 921"> <thead> <tr> <th colspan="2">技術評価項目</th> <th>評価方法等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">企業の 施工 能力</td> <td>ISOマネジメントシステム</td> <td rowspan="2">構成員毎に評価点を算出し、その平均点を評価点とする。 (※1)</td> </tr> <tr> <td>地域精通度(施工実績)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">配置 予定 技術者</td> <td>主任(監理)技術者の資格</td> <td rowspan="2">各構成員の配置予定技術者がすべて特定できる場合は、各構成員のうち、最も高いものを評価点とする。(「(4)配置予定技術者の評価」参照)</td> </tr> <tr> <td>主任(監理)技術者の継続教育</td> </tr> <tr> <td>担い手 の育 成・ 確保</td> <td>新規の雇用</td> <td>入札参加者は、各構成員のうち、最も高い評価点となり得るものを申請する。(※2)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">地域 の守 り手 確保</td> <td>主たる営業所の所在地</td> <td rowspan="2">構成員毎に評価点を算出し、その平均点を評価点とする。 (※1)</td> </tr> <tr> <td>災害時の協力量</td> </tr> <tr> <td>地域企業の活用</td> <td>共同企業体としての計画を評価する。(IV-1-5地域の守り手確保の③&lt;参考&gt;を参照)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">減点 項目</td> <td>重要な契約不適合の修補請求</td> <td rowspan="2">構成員のいずれかに該当事実がある場合に減点する。</td> </tr> <tr> <td>技術評価項目の不履行</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 評価点の平均点は、少数第3位切り捨て、2位止めとする。 (例：A社(ISO9001取得→単体の評価点=0.50)とB社(ISO未取得→単体の評価点=0.00)のJVでは、評価点=0.25点) なお、各項目の評価方法は、各構成員の評価点の平均点を原則とするが、工事の性格・規模等に応じて、従前の評価方法を選択できる。</p> <p>※2 共同企業体において、構成員の複数に新規の雇用実績がある場合は、いずれかの構成員の雇用実績をもって当該共同企業体の「申請」とすることができる。「申請」による落札以降は、申請した構成員は、単体、共同企業体を問わず申請できない。また、「V-2様式集」様式6を提出する際は留意すること。</p> <p>イ 企業の施工能力に係る補足 構成員ごとに「企業の施工能力等調書」を作成する。</p> <p>ウ 配置予定技術者に係る補足 (ア) 構成員ごとに「配置予定技術者調書(総合評価用)」を作成する。 (イ) 舗装工事に係る資格を乙型共同企業体(分担施工方式)で追加した場合の取扱いは、IV-1-3配置予定技術者の(1)エ(イ)を参照のこと。</p> <p>(2) 共同企業体の構成員としての実績の取扱い</p> <p>ア 施工実績 共同企業体で施工した場合における施工実績は、各構成員が単独で施工した実績とみなして評価する。ただし、評価対象は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。</p> <p>イ 減点項目 共同企業体で施工した工事における重要な契約不適合に伴う修補(損害賠償)請求、又は総合評価落札方式における技術評価項目の不履行の事例は、各構成員が単独で施工した工事</p>	技術評価項目		評価方法等	企業の 施工 能力	ISOマネジメントシステム	構成員毎に評価点を算出し、その平均点を評価点とする。 (※1)	地域精通度(施工実績)	配置 予定 技術者	主任(監理)技術者の資格	各構成員の配置予定技術者がすべて特定できる場合は、各構成員のうち、最も高いものを評価点とする。(「(4)配置予定技術者の評価」参照)	主任(監理)技術者の継続教育	担い手 の育 成・ 確保	新規の雇用	入札参加者は、各構成員のうち、最も高い評価点となり得るものを申請する。(※2)	地域 の守 り手 確保	主たる営業所の所在地	構成員毎に評価点を算出し、その平均点を評価点とする。 (※1)	災害時の協力量	地域企業の活用	共同企業体としての計画を評価する。(IV-1-5地域の守り手確保の③<参考>を参照)	減点 項目	重要な契約不適合の修補請求	構成員のいずれかに該当事実がある場合に減点する。	技術評価項目の不履行	<p>※評価項目新設に伴う改正(評価項目新設に伴う表の改正)</p>
技術評価項目		評価方法等																																																	
企業の 施工 能力	ISOマネジメントシステム	構成員毎に評価点を算出し、その平均点を評価点とする。 (※1)																																																	
	地域精通度(施工実績)																																																		
配置 予定 技術者	主任(監理)技術者の資格	各構成員の配置予定技術者がすべて特定できる場合は、各構成員のうち、最も高いものを評価点とする。(「(4)配置予定技術者の評価」参照)																																																	
	主任(監理)技術者の継続教育																																																		
担い手 の育 成・ 確保	新規の雇用	入札参加者は、各構成員のうち、最も高い評価点となり得るものを申請する。(※2)																																																	
地域 の守 り手 確保	主たる営業所の所在地	構成員毎に評価点を算出し、その平均点を評価点とする。 (※1)																																																	
	災害時の協力量																																																		
	環境対策の認定制度等	共同企業体としての計画を評価する。(IV-1-5地域の守り手確保の③<参考>を参照)																																																	
	地域企業の活用																																																		
減点 項目	重要な契約不適合の修補請求	構成員のいずれかに該当事実がある場合に減点する。																																																	
	技術評価項目の不履行																																																		
技術評価項目		評価方法等																																																	
企業の 施工 能力	ISOマネジメントシステム	構成員毎に評価点を算出し、その平均点を評価点とする。 (※1)																																																	
	地域精通度(施工実績)																																																		
配置 予定 技術者	主任(監理)技術者の資格	各構成員の配置予定技術者がすべて特定できる場合は、各構成員のうち、最も高いものを評価点とする。(「(4)配置予定技術者の評価」参照)																																																	
	主任(監理)技術者の継続教育																																																		
担い手 の育 成・ 確保	新規の雇用	入札参加者は、各構成員のうち、最も高い評価点となり得るものを申請する。(※2)																																																	
地域 の守 り手 確保	主たる営業所の所在地	構成員毎に評価点を算出し、その平均点を評価点とする。 (※1)																																																	
	災害時の協力量																																																		
	地域企業の活用	共同企業体としての計画を評価する。(IV-1-5地域の守り手確保の③<参考>を参照)																																																	
減点 項目	重要な契約不適合の修補請求	構成員のいずれかに該当事実がある場合に減点する。																																																	
	技術評価項目の不履行																																																		

新	旧	備考
<p>V-2 様式集</p> <p>簡易型総合評価落札方式の様式は、次のとおりとする。</p> <p>別記様式 技術評価項目申請書</p> <p>様式-1 簡易な施工計画【工程管理に係る技術的所見】</p> <p>様式-2 簡易な施工計画【品質管理に係る技術的所見】</p> <p>様式-3 簡易な施工計画【施工上の対処すべき技術的所見】、【記載例】</p> <p>様式-4 企業の施工能力等調書</p> <p>様式-5 配置予定技術者調書（総合評価用）</p> <p>様式-6 担い手の育成・確保調書</p> <p>様式-7 地域の守り手確保等調書</p> <p style="text-align: center;">- 30 -</p>	<p>V-2 様式集</p> <p>簡易型総合評価落札方式の様式は、次のとおりとする。</p> <p>別記様式 技術評価項目申請書</p> <p>様式-1 簡易な施工計画【工程管理に係る技術的所見】</p> <p>様式-2 簡易な施工計画【品質管理に係る技術的所見】</p> <p>様式-3 簡易な施工計画【施工上の対処すべき技術的所見】</p> <p>様式-4 企業の施工能力等調書</p> <p>様式-5 配置予定技術者調書（総合評価用）</p> <p>様式-6 担い手の育成・確保調書</p> <p>様式-7 地域の守り手確保等調書</p> <p style="text-align: center;">- 30 -</p> <p style="text-align: right;"><b>(P30)</b></p>	<p>※北海道に準拠して改正（技術的所見の「入札参加者の独自設定」の様式【記載例】の追加）</p>

「石狩湾新港管理組合総合評価落札方式」新旧対照表

新	旧	備考																		
<p>様式-1 簡易な施工計画 【工程管理に係る技術的所見】</p> <p>工事名： 会社(企業体)名：</p> <p>工程管理に係る技術的所見でNETIS掲載技術がない場合、2事項×1所見=2枚まで資料を添付できる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事項</th> <th>所見の具体的内容</th> <th>評価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(記入例) 異常気象等の緊急時の対応において、工程遅延防止のために、あらかじめ対処しておくべき技術的な工夫</td> <td> <p>工事の特性等に応じて、以下のア～エから2事項を選択する。</p> <p>ア 異常気象等の緊急時の工程遅延防止 イ 工期等の制約条件下での主たる工種における作業の効率化 ウ 周辺環境等の制約条件下での工程遅延防止に係る作業の円滑化等 エ その他</p> <p>NETIS掲載技術の場合、NETIS番号〇〇-〇〇〇〇〇〇-〇を記載する。 ※添付資料は不要</p> <p>〇〇〇文字</p> </td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>(記入例) 工期等の制約条件がある場合において、所定の工期に完成させるために、主たる工種において作業の効率化を図る技術的な工夫</td> <td> <p>入札参加者が左記の事項について工程管理をより適正に行うための技術的な工夫について、具体的に、かつ簡潔に記述する。</p> <p>※ 1つの事項につき1つの所見とし、400字程度(文末に使用文字数を記載)で簡潔に記述すること。 なお、2つ以上の所見と判断された場合には、該当する事項を評価しない。</p> <p>〇〇〇文字</p> </td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>※本表は、落札者決定基準の別表として添付し入札参加者へ提示する。</p> <p>※評価 ○：加点評価の対象とする -：加点評価の対象としない ×：実施不可</p> <p>注1 A4用紙1枚以内にまとめるものとし、1つの所見につき400字程度(文末に使用文字数を記載)で簡潔に記載すること。 2 ワープロソフト使用の場合、フォントサイズは、11ポイント以上とする。 3 所見でNETIS掲載の新技术・新工法がある場合は、NETIS番号を明記すること。 また、NETIS掲載の新技术については、資料の添付は不要とし、NETIS掲載以外(掲載終了した旧NETISを含む)の工法等がある場合、技術内容や効果が把握できる資料を1所見につき1枚まで添付する事。 なお、NETIS番号の不記載や番号の間違いは評価しない。 4 提出された所見の内容の確認が必要な場合、追加資料又はヒアリングを求める場合がある。 なお、差し替え及び再提出は認めない。 5 「ICT活用モデル工事」対象工事の対象工種に関する技術的所見については評価しない。</p> <p>(用紙寸法 日本工業規格A4)</p>	事項	所見の具体的内容	評価	(記入例) 異常気象等の緊急時の対応において、工程遅延防止のために、あらかじめ対処しておくべき技術的な工夫	<p>工事の特性等に応じて、以下のア～エから2事項を選択する。</p> <p>ア 異常気象等の緊急時の工程遅延防止 イ 工期等の制約条件下での主たる工種における作業の効率化 ウ 周辺環境等の制約条件下での工程遅延防止に係る作業の円滑化等 エ その他</p> <p>NETIS掲載技術の場合、NETIS番号〇〇-〇〇〇〇〇〇-〇を記載する。 ※添付資料は不要</p> <p>〇〇〇文字</p>	○	(記入例) 工期等の制約条件がある場合において、所定の工期に完成させるために、主たる工種において作業の効率化を図る技術的な工夫	<p>入札参加者が左記の事項について工程管理をより適正に行うための技術的な工夫について、具体的に、かつ簡潔に記述する。</p> <p>※ 1つの事項につき1つの所見とし、400字程度(文末に使用文字数を記載)で簡潔に記述すること。 なお、2つ以上の所見と判断された場合には、該当する事項を評価しない。</p> <p>〇〇〇文字</p>	-	<p>様式-1 簡易な施工計画 【工程管理に係る技術的所見】</p> <p>工事名： 会社(企業体)名：</p> <p>工程管理に係る技術的所見でNETIS掲載技術がない場合、2事項×1所見=2枚まで資料を添付できる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事項</th> <th>所見の具体的内容</th> <th>評価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(記入例) 異常気象や緊急時の対応において、工程遅延防止のために、あらかじめ対処しておくべき技術的な工夫</td> <td> <p>①・・・</p> <p>工事の特性等に応じて、以下のア～エから2事項を選択する。</p> <p>ア 異常気象等の緊急時の工程遅延防止 イ 工期等の制約条件下での主たる工種における作業の効率化 ウ 周辺環境等の制約条件下での工程遅延防止に係る作業の円滑化等 エ その他</p> <p>NETIS掲載技術の場合、NETIS番号〇〇-〇〇〇〇〇〇-〇を記載する。 ※添付資料は不要</p> </td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>(記入例) 工期等の制約条件がある場合において、所定の工期に完成させるために、主たる工種において作業の効率化を図る技術的な工夫</td> <td> <p>①・・・</p> <p>入札参加者が左記の事項について工程管理をより適正に行うための技術的な工夫について、具体的に、かつ簡潔に記述する。</p> <p>※ 1つの事項につき1つの所見とし、400字程度以内で簡潔に記述すること。 なお、2つ以上の所見と判断された場合には、該当する事項を評価しない。</p> </td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>※本表は、落札者決定基準の別表として添付し入札参加者へ提示する。</p> <p>※評価 ○：加点評価の対象とする -：加点評価の対象としない ×：実施不可</p> <p>注1 A4用紙1枚以内にまとめるものとし、1つの所見につき400字程度以内で簡潔に記載すること。 2 ワープロソフト使用の場合、フォントサイズは、11ポイント以上とする。 3 所見でNETIS掲載の新技术・新工法がある場合は、NETIS番号を明記すること。 また、NETIS掲載の新技术については、資料の添付は不要とし、NETIS掲載以外(掲載終了した旧NETISを含む)の新技术・新工法・特許工法等がある場合、必要に応じて技術内容や効果が把握できる資料を1所見につき1枚まで添付できる。 なお、NETIS番号の不記載や番号の間違いは評価しない。 4 提出された所見の内容の確認が必要な場合、追加資料又はヒアリングを求める場合がある。 なお、差し替え及び再提出は認めない。 5 「ICT活用モデル工事」対象工事の対象工種に関する技術的所見については評価しない。</p> <p>(用紙寸法 日本工業規格A4)</p>	事項	所見の具体的内容	評価	(記入例) 異常気象や緊急時の対応において、工程遅延防止のために、あらかじめ対処しておくべき技術的な工夫	<p>①・・・</p> <p>工事の特性等に応じて、以下のア～エから2事項を選択する。</p> <p>ア 異常気象等の緊急時の工程遅延防止 イ 工期等の制約条件下での主たる工種における作業の効率化 ウ 周辺環境等の制約条件下での工程遅延防止に係る作業の円滑化等 エ その他</p> <p>NETIS掲載技術の場合、NETIS番号〇〇-〇〇〇〇〇〇-〇を記載する。 ※添付資料は不要</p>	○	(記入例) 工期等の制約条件がある場合において、所定の工期に完成させるために、主たる工種において作業の効率化を図る技術的な工夫	<p>①・・・</p> <p>入札参加者が左記の事項について工程管理をより適正に行うための技術的な工夫について、具体的に、かつ簡潔に記述する。</p> <p>※ 1つの事項につき1つの所見とし、400字程度以内で簡潔に記述すること。 なお、2つ以上の所見と判断された場合には、該当する事項を評価しない。</p>	-	<p>※北海道に準拠して改正(要領本文の改正に伴い注意書等を改正)</p>
事項	所見の具体的内容	評価																		
(記入例) 異常気象等の緊急時の対応において、工程遅延防止のために、あらかじめ対処しておくべき技術的な工夫	<p>工事の特性等に応じて、以下のア～エから2事項を選択する。</p> <p>ア 異常気象等の緊急時の工程遅延防止 イ 工期等の制約条件下での主たる工種における作業の効率化 ウ 周辺環境等の制約条件下での工程遅延防止に係る作業の円滑化等 エ その他</p> <p>NETIS掲載技術の場合、NETIS番号〇〇-〇〇〇〇〇〇-〇を記載する。 ※添付資料は不要</p> <p>〇〇〇文字</p>	○																		
(記入例) 工期等の制約条件がある場合において、所定の工期に完成させるために、主たる工種において作業の効率化を図る技術的な工夫	<p>入札参加者が左記の事項について工程管理をより適正に行うための技術的な工夫について、具体的に、かつ簡潔に記述する。</p> <p>※ 1つの事項につき1つの所見とし、400字程度(文末に使用文字数を記載)で簡潔に記述すること。 なお、2つ以上の所見と判断された場合には、該当する事項を評価しない。</p> <p>〇〇〇文字</p>	-																		
事項	所見の具体的内容	評価																		
(記入例) 異常気象や緊急時の対応において、工程遅延防止のために、あらかじめ対処しておくべき技術的な工夫	<p>①・・・</p> <p>工事の特性等に応じて、以下のア～エから2事項を選択する。</p> <p>ア 異常気象等の緊急時の工程遅延防止 イ 工期等の制約条件下での主たる工種における作業の効率化 ウ 周辺環境等の制約条件下での工程遅延防止に係る作業の円滑化等 エ その他</p> <p>NETIS掲載技術の場合、NETIS番号〇〇-〇〇〇〇〇〇-〇を記載する。 ※添付資料は不要</p>	○																		
(記入例) 工期等の制約条件がある場合において、所定の工期に完成させるために、主たる工種において作業の効率化を図る技術的な工夫	<p>①・・・</p> <p>入札参加者が左記の事項について工程管理をより適正に行うための技術的な工夫について、具体的に、かつ簡潔に記述する。</p> <p>※ 1つの事項につき1つの所見とし、400字程度以内で簡潔に記述すること。 なお、2つ以上の所見と判断された場合には、該当する事項を評価しない。</p>	-																		

新	旧	備考																								
<p>様式-2</p> <p>簡易な施工計画【品質管理に係る技術的所見】</p> <p>工事名： 会社(企業体)名：</p> <p>品質管理に係る技術的所見で NETIS 掲載技術がない場合、2 事項×1 所見=2 枚まで資料を添付できる。</p> <table border="1"> <tr> <td>■評価テーマ</td> <td>**について [ 発注者が重要度の高い工事目的物を明示 ]</td> <td></td> </tr> <tr> <th>事項</th> <th>所見の具体的内容</th> <th>評価</th> </tr> <tr> <td>(記入例) 重要度の高い工事目的物の品質の確保・向上を図るために行う使用材料や機材等の技術的な工夫</td> <td> <p>工事の特性等に応じて、以下のア～エから2 事項を選択する。</p> <p>ア 品質の確保・向上を図るために行う使用材料や機材等の技術的な工夫</p> <p>イ 品質の確保・向上を図るため、施工中に行う技術的な工夫</p> <p>ウ 品質の確保・向上を図るため、施工後・工事期間内に行う技術的な工夫</p> <p>エ その他</p> <p>NETIS 掲載技術の場合、NETIS 番号〇〇-〇〇〇〇〇〇-〇を記載する。 ※添付資料は不要</p> <p>〇〇〇文字</p> </td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>(記入例) 重要度の高い工事目的物の品質の確保・向上を図るため、当該工事目的物の施工に行う技術的な工夫</td> <td> <p>入札参加者が左記の事項について品質のより確実な確保又は品質の向上を図るための品質管理に係る技術的な工夫について、具体的に、かつ簡潔に記述する。</p> <p>※ 1つの事項につき1つの所見とし、400字程度(文末に使用文字数を記載)で簡潔に記述すること。 なお、2つ以上の所見と判断された場合には、該当する事項を評価しない。</p> <p>〇〇〇文字</p> </td> <td>-</td> </tr> </table> <p>※本表は、落札者決定基準の別表として添付し入札参加者へ提示する。</p> <p>※評価 ○：加点評価の対象とする -：加点評価の対象としない ×：実施不可</p> <p>注1 A4用紙1枚以内にまとめるものとし、1つの所見につき400字程度(文末に使用文字数を記載)で簡潔に記載すること。 2 ワードソフト使用の場合、フォントサイズは、11ポイント以上とする。 3 所見でNETIS掲載の新技术・新工法がある場合は、NETIS番号を明記すること。 また、NETIS掲載の新技术については、資料の添付は不要とし、NETIS掲載以外(掲載終了した旧NETISを含む)の工法等がある場合、必要に応じて技術内容や効果が把握できる資料を1所見につき1枚まで添付する事。 なお、NETIS番号の不記載や番号の間違いは評価しない。 4 提出された所見の内容の確認が必要な場合、追加資料又はヒアリングを求める場合がある。 なお、差し替え及び再提出は認めない。 5 「ICT活用モデル工事」対象工事の対象工種に関する技術的所見については評価しない。 (用紙寸法 日本工業規格A4)</p>	■評価テーマ	**について [ 発注者が重要度の高い工事目的物を明示 ]		事項	所見の具体的内容	評価	(記入例) 重要度の高い工事目的物の品質の確保・向上を図るために行う使用材料や機材等の技術的な工夫	<p>工事の特性等に応じて、以下のア～エから2 事項を選択する。</p> <p>ア 品質の確保・向上を図るために行う使用材料や機材等の技術的な工夫</p> <p>イ 品質の確保・向上を図るため、施工中に行う技術的な工夫</p> <p>ウ 品質の確保・向上を図るため、施工後・工事期間内に行う技術的な工夫</p> <p>エ その他</p> <p>NETIS 掲載技術の場合、NETIS 番号〇〇-〇〇〇〇〇〇-〇を記載する。 ※添付資料は不要</p> <p>〇〇〇文字</p>	○	(記入例) 重要度の高い工事目的物の品質の確保・向上を図るため、当該工事目的物の施工に行う技術的な工夫	<p>入札参加者が左記の事項について品質のより確実な確保又は品質の向上を図るための品質管理に係る技術的な工夫について、具体的に、かつ簡潔に記述する。</p> <p>※ 1つの事項につき1つの所見とし、400字程度(文末に使用文字数を記載)で簡潔に記述すること。 なお、2つ以上の所見と判断された場合には、該当する事項を評価しない。</p> <p>〇〇〇文字</p>	-	<p>様式-2</p> <p>簡易な施工計画【品質管理に係る技術的所見】</p> <p>工事名： 会社(企業体)名：</p> <p>品質管理に係る技術的所見で NETIS 掲載技術がない場合、2 事項×1 所見=2 枚まで資料を添付できる。</p> <table border="1"> <tr> <td>■評価テーマ</td> <td>**について [ 発注者が重要度の高い工事目的物を明示 ]</td> <td></td> </tr> <tr> <th>事項</th> <th>所見の具体的内容</th> <th>評価</th> </tr> <tr> <td>(記入例) 重要度の高い工事目的物の品質の確保・向上を図るために行う使用材料や機材等の技術的な工夫</td> <td> <p>①</p> <p>工事の特性等に応じて、以下のア～エから2 事項を選択する。</p> <p>ア 品質の確保・向上を図るために行う使用材料や機材等の技術的な工夫</p> <p>イ 品質の確保・向上を図るため、施工中に行う技術的な工夫</p> <p>ウ 品質の確保・向上を図るため、施工後・工事期間内に行う技術的な工夫</p> <p>エ その他</p> <p>NETIS 掲載技術の場合、NETIS 番号〇〇-〇〇〇〇〇〇-〇を記載する。 ※添付資料は不要</p> <p>〇</p> </td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>(記入例) 重要度の高い工事目的物の品質の確保・向上を図るため、当該工事目的物の施工に行う技術的な工夫</td> <td> <p>①</p> <p>入札参加者が左記の事項について品質のより確実な確保又は品質の向上を図るための品質管理に係る技術的な工夫について、具体的に、かつ簡潔に記述する。</p> <p>※ 1つの事項につき1つの所見とし、400字程度以内で簡潔に記述すること。 なお、2つ以上の所見と判断された場合には、該当する事項を評価しない。</p> <p>-</p> </td> <td>-</td> </tr> </table> <p>※本表は、落札者決定基準の別表として添付し入札参加者へ提示する。</p> <p>※評価 ○：加点評価の対象とする -：加点評価の対象としない ×：実施不可</p> <p>注1 A4用紙1枚以内にまとめるものとし、1つの所見につき400字程度以内で簡潔に記載すること。 2 ワードソフト使用の場合、フォントサイズは、11ポイント以上とする。 3 所見でNETIS掲載の新技术・新工法がある場合は、NETIS番号を明記すること。 また、NETIS掲載の新技术については、資料の添付は不要とし、NETIS掲載以外(掲載終了した旧NETISを含む)の新技术・新工法・特許工法等がある場合、必要に応じて技術内容や効果が把握できる資料を1所見につき1枚まで添付できる。 なお、NETIS番号の不記載や番号の間違いは評価しない。 4 提出された所見の内容の確認が必要な場合、追加資料又はヒアリングを求める場合がある。 なお、差し替え及び再提出は認めない。 5 「ICT活用モデル工事」対象工事の対象工種に関する技術的所見については評価しない。</p>	■評価テーマ	**について [ 発注者が重要度の高い工事目的物を明示 ]		事項	所見の具体的内容	評価	(記入例) 重要度の高い工事目的物の品質の確保・向上を図るために行う使用材料や機材等の技術的な工夫	<p>①</p> <p>工事の特性等に応じて、以下のア～エから2 事項を選択する。</p> <p>ア 品質の確保・向上を図るために行う使用材料や機材等の技術的な工夫</p> <p>イ 品質の確保・向上を図るため、施工中に行う技術的な工夫</p> <p>ウ 品質の確保・向上を図るため、施工後・工事期間内に行う技術的な工夫</p> <p>エ その他</p> <p>NETIS 掲載技術の場合、NETIS 番号〇〇-〇〇〇〇〇〇-〇を記載する。 ※添付資料は不要</p> <p>〇</p>	○	(記入例) 重要度の高い工事目的物の品質の確保・向上を図るため、当該工事目的物の施工に行う技術的な工夫	<p>①</p> <p>入札参加者が左記の事項について品質のより確実な確保又は品質の向上を図るための品質管理に係る技術的な工夫について、具体的に、かつ簡潔に記述する。</p> <p>※ 1つの事項につき1つの所見とし、400字程度以内で簡潔に記述すること。 なお、2つ以上の所見と判断された場合には、該当する事項を評価しない。</p> <p>-</p>	-	<p>※北海道に準拠して改正(要領本文の改正に伴い注意書等を改正)</p>
■評価テーマ	**について [ 発注者が重要度の高い工事目的物を明示 ]																									
事項	所見の具体的内容	評価																								
(記入例) 重要度の高い工事目的物の品質の確保・向上を図るために行う使用材料や機材等の技術的な工夫	<p>工事の特性等に応じて、以下のア～エから2 事項を選択する。</p> <p>ア 品質の確保・向上を図るために行う使用材料や機材等の技術的な工夫</p> <p>イ 品質の確保・向上を図るため、施工中に行う技術的な工夫</p> <p>ウ 品質の確保・向上を図るため、施工後・工事期間内に行う技術的な工夫</p> <p>エ その他</p> <p>NETIS 掲載技術の場合、NETIS 番号〇〇-〇〇〇〇〇〇-〇を記載する。 ※添付資料は不要</p> <p>〇〇〇文字</p>	○																								
(記入例) 重要度の高い工事目的物の品質の確保・向上を図るため、当該工事目的物の施工に行う技術的な工夫	<p>入札参加者が左記の事項について品質のより確実な確保又は品質の向上を図るための品質管理に係る技術的な工夫について、具体的に、かつ簡潔に記述する。</p> <p>※ 1つの事項につき1つの所見とし、400字程度(文末に使用文字数を記載)で簡潔に記述すること。 なお、2つ以上の所見と判断された場合には、該当する事項を評価しない。</p> <p>〇〇〇文字</p>	-																								
■評価テーマ	**について [ 発注者が重要度の高い工事目的物を明示 ]																									
事項	所見の具体的内容	評価																								
(記入例) 重要度の高い工事目的物の品質の確保・向上を図るために行う使用材料や機材等の技術的な工夫	<p>①</p> <p>工事の特性等に応じて、以下のア～エから2 事項を選択する。</p> <p>ア 品質の確保・向上を図るために行う使用材料や機材等の技術的な工夫</p> <p>イ 品質の確保・向上を図るため、施工中に行う技術的な工夫</p> <p>ウ 品質の確保・向上を図るため、施工後・工事期間内に行う技術的な工夫</p> <p>エ その他</p> <p>NETIS 掲載技術の場合、NETIS 番号〇〇-〇〇〇〇〇〇-〇を記載する。 ※添付資料は不要</p> <p>〇</p>	○																								
(記入例) 重要度の高い工事目的物の品質の確保・向上を図るため、当該工事目的物の施工に行う技術的な工夫	<p>①</p> <p>入札参加者が左記の事項について品質のより確実な確保又は品質の向上を図るための品質管理に係る技術的な工夫について、具体的に、かつ簡潔に記述する。</p> <p>※ 1つの事項につき1つの所見とし、400字程度以内で簡潔に記述すること。 なお、2つ以上の所見と判断された場合には、該当する事項を評価しない。</p> <p>-</p>	-																								

新	旧	備考																		
<p>様式-3 簡易な施工計画【施工上の対処すべき技術的所見】</p> <p>工事名： 会社(企業体)名：</p> <p>施工上の対処すべき技術的所見で NETIS 掲載技術がない場合、2 事項×1 所見=2 枚まで資料を添付できる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事項</th> <th>所見の具体的内容</th> <th>評価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(記入例) 周辺環境対策をより効果的に行うための技術的な工夫</td> <td> <p>工事の特性等に応じて、以下のア～エから2 事項を選択する。</p> <p>ア 自然環境への影響を少なくするための技術的な工夫に関する事項 イ 社会環境(周辺施設等)への影響を少なくするための技術的な工夫に関する事項 ウ より安全・安心な作業現場環境を確保するための安全管理に係る技術的な工夫に関する事項 エ 一般交通の安全確保等を行う、より効果的な交通安全対策に係る技術的な工夫に関する事項 オ その他①(発注者が個別の工事毎に、具体的に設定) カ その他②(入札参加者による独自設定)</p> <p>NETIS 掲載技術の場合、NETIS 番号〇〇-〇〇〇〇〇〇-〇を記載する。 ※添付資料は不要</p> <p>〇〇〇文字</p> </td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>(記入例) 一般交通の安全確保のための交通安全対策に係る技術的な工夫</td> <td> <p>入札参加者が左記の事項について仕様書等の規定されている対応方針に加えて、より安全で、より効果的となるような技術的な工夫について、具体的に、かつ簡潔に記述する。</p> <p>※ 1つの事項につき1つの所見とし、400字程度(文末に使用文字数を記載)で簡潔に記述すること。 なお、2つ以上の所見と判断された場合には、該当する事項を評価しない。</p> <p>〇〇〇文字</p> </td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>※本表は、落札者決定基準の別表として添付し入札参加者へ提示する。</p> <p>※評価 ○：加点評価の対象とする -：加点評価の対象としない ×：実施不可</p> <p>注1 A4 用紙 1 枚以内にまとめるものとし、1 つの所見につき400 字程度(文末に使用文字数を記載)で簡潔に記述すること。 2 ワードソフト使用の場合、フォントサイズは、11 ポイント以上とする。 3 所見で NETIS 掲載の新技術・新工法がある場合は、NETIS 番号を明記すること。 また、NETIS 掲載の新技術については、資料の添付は不要とし、NETIS 掲載以外(掲載終了した旧 NETIS を含む)の新工法等がある場合、技術内容や効果が把握できる資料を1 所見につき1 枚まで添付する事。 なお、NETIS 番号の不記載や番号の間違いは評価しない。 4 提出された所見の内容の確認が必要な場合、追加資料又はヒアリングを求める場合がある。 なお、差し替え及び再提出は認めない。 5 「ICT 活用モデル工事」対象工事の対象工種に関する技術的所見については評価しない。 (用紙寸法 日本工業規格 A4)</p>	事項	所見の具体的内容	評価	(記入例) 周辺環境対策をより効果的に行うための技術的な工夫	<p>工事の特性等に応じて、以下のア～エから2 事項を選択する。</p> <p>ア 自然環境への影響を少なくするための技術的な工夫に関する事項 イ 社会環境(周辺施設等)への影響を少なくするための技術的な工夫に関する事項 ウ より安全・安心な作業現場環境を確保するための安全管理に係る技術的な工夫に関する事項 エ 一般交通の安全確保等を行う、より効果的な交通安全対策に係る技術的な工夫に関する事項 オ その他①(発注者が個別の工事毎に、具体的に設定) カ その他②(入札参加者による独自設定)</p> <p>NETIS 掲載技術の場合、NETIS 番号〇〇-〇〇〇〇〇〇-〇を記載する。 ※添付資料は不要</p> <p>〇〇〇文字</p>	○	(記入例) 一般交通の安全確保のための交通安全対策に係る技術的な工夫	<p>入札参加者が左記の事項について仕様書等の規定されている対応方針に加えて、より安全で、より効果的となるような技術的な工夫について、具体的に、かつ簡潔に記述する。</p> <p>※ 1つの事項につき1つの所見とし、400字程度(文末に使用文字数を記載)で簡潔に記述すること。 なお、2つ以上の所見と判断された場合には、該当する事項を評価しない。</p> <p>〇〇〇文字</p>	-	<p>様式-3 簡易な施工計画【施工上の対処すべき技術的所見】</p> <p>工事名： 会社(企業体)名：</p> <p>施工上の対処すべき技術的所見で NETIS 掲載技術がない場合、2 事項×1 所見=2 枚まで資料を添付できる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事項</th> <th>所見の具体的内容</th> <th>評価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(記入例) 周辺環境対策をより効果的に行うための技術的な工夫</td> <td> <p>① . . . . .</p> <p>工事の特性等に応じて、以下のア～エから2 事項を選択する。</p> <p>ア 自然環境への影響を少なくするための技術的な工夫に関する事項 イ 社会環境(周辺施設等)への影響を少なくするための技術的な工夫に関する事項 ウ より安全・安心な作業現場環境を確保するための安全管理に係る技術的な工夫に関する事項 エ 一般交通の安全確保等を行う、より効果的な交通安全対策に係る技術的な工夫に関する事項 オ その他①(発注者が個別の工事毎に、具体的に設定) カ その他②(入札参加者による独自設定)</p> <p>NETIS 掲載技術の場合、NETIS 番号〇〇-〇〇〇〇〇〇-〇を記載する。 ※添付資料は不要</p> <p>〇</p> </td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>(記入例) 一般交通の安全確保のための交通安全対策に係る技術的な工夫</td> <td> <p>① . . . . .</p> <p>入札参加者が左記の事項について仕様書等の規定されている対応方針に加えて、より安全で、より効果的となるような技術的な工夫について、具体的に、かつ簡潔に記述する。</p> <p>※ 1つの事項につき1つの所見とし、400字程度以内で簡潔に記述すること。 なお、2つ以上の所見と判断された場合には、該当する事項を評価しない。</p> <p>-</p> </td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>※本表は、落札者決定基準の別表として添付し入札参加者へ提示する。</p> <p>※評価 ○：加点評価の対象とする -：加点評価の対象としない ×：実施不可</p> <p>注1 A4 用紙 1 枚以内にまとめるものとし、1 つの所見につき400 字程度以内で簡潔に記述すること。 2 ワードソフト使用の場合、フォントサイズは、11 ポイント以上とする。 3 所見で NETIS 掲載の新技術・新工法がある場合は、NETIS 番号を明記すること。 また、NETIS 掲載の新技術については、資料の添付は不要とし、NETIS 掲載以外(掲載終了した旧 NETIS を含む)の新技術・新工法・特許工法等がある場合、必要に応じて技術内容や効果が把握できる資料を1 所見につき1 枚まで添付できる。 なお、NETIS 番号の不記載や番号の間違いは評価しない。 4 提出された所見の内容の確認が必要な場合、追加資料又はヒアリングを求める場合がある。 なお、差し替え及び再提出は認めない。 5 「ICT 活用モデル工事」対象工事の対象工種に関する技術的所見については評価しない。 (用紙寸法 日本工業規格 A4)</p>	事項	所見の具体的内容	評価	(記入例) 周辺環境対策をより効果的に行うための技術的な工夫	<p>① . . . . .</p> <p>工事の特性等に応じて、以下のア～エから2 事項を選択する。</p> <p>ア 自然環境への影響を少なくするための技術的な工夫に関する事項 イ 社会環境(周辺施設等)への影響を少なくするための技術的な工夫に関する事項 ウ より安全・安心な作業現場環境を確保するための安全管理に係る技術的な工夫に関する事項 エ 一般交通の安全確保等を行う、より効果的な交通安全対策に係る技術的な工夫に関する事項 オ その他①(発注者が個別の工事毎に、具体的に設定) カ その他②(入札参加者による独自設定)</p> <p>NETIS 掲載技術の場合、NETIS 番号〇〇-〇〇〇〇〇〇-〇を記載する。 ※添付資料は不要</p> <p>〇</p>	○	(記入例) 一般交通の安全確保のための交通安全対策に係る技術的な工夫	<p>① . . . . .</p> <p>入札参加者が左記の事項について仕様書等の規定されている対応方針に加えて、より安全で、より効果的となるような技術的な工夫について、具体的に、かつ簡潔に記述する。</p> <p>※ 1つの事項につき1つの所見とし、400字程度以内で簡潔に記述すること。 なお、2つ以上の所見と判断された場合には、該当する事項を評価しない。</p> <p>-</p>	-	<p>※北海道に準拠して改正(要領本文の改正に伴い注意書等を改正)</p>
事項	所見の具体的内容	評価																		
(記入例) 周辺環境対策をより効果的に行うための技術的な工夫	<p>工事の特性等に応じて、以下のア～エから2 事項を選択する。</p> <p>ア 自然環境への影響を少なくするための技術的な工夫に関する事項 イ 社会環境(周辺施設等)への影響を少なくするための技術的な工夫に関する事項 ウ より安全・安心な作業現場環境を確保するための安全管理に係る技術的な工夫に関する事項 エ 一般交通の安全確保等を行う、より効果的な交通安全対策に係る技術的な工夫に関する事項 オ その他①(発注者が個別の工事毎に、具体的に設定) カ その他②(入札参加者による独自設定)</p> <p>NETIS 掲載技術の場合、NETIS 番号〇〇-〇〇〇〇〇〇-〇を記載する。 ※添付資料は不要</p> <p>〇〇〇文字</p>	○																		
(記入例) 一般交通の安全確保のための交通安全対策に係る技術的な工夫	<p>入札参加者が左記の事項について仕様書等の規定されている対応方針に加えて、より安全で、より効果的となるような技術的な工夫について、具体的に、かつ簡潔に記述する。</p> <p>※ 1つの事項につき1つの所見とし、400字程度(文末に使用文字数を記載)で簡潔に記述すること。 なお、2つ以上の所見と判断された場合には、該当する事項を評価しない。</p> <p>〇〇〇文字</p>	-																		
事項	所見の具体的内容	評価																		
(記入例) 周辺環境対策をより効果的に行うための技術的な工夫	<p>① . . . . .</p> <p>工事の特性等に応じて、以下のア～エから2 事項を選択する。</p> <p>ア 自然環境への影響を少なくするための技術的な工夫に関する事項 イ 社会環境(周辺施設等)への影響を少なくするための技術的な工夫に関する事項 ウ より安全・安心な作業現場環境を確保するための安全管理に係る技術的な工夫に関する事項 エ 一般交通の安全確保等を行う、より効果的な交通安全対策に係る技術的な工夫に関する事項 オ その他①(発注者が個別の工事毎に、具体的に設定) カ その他②(入札参加者による独自設定)</p> <p>NETIS 掲載技術の場合、NETIS 番号〇〇-〇〇〇〇〇〇-〇を記載する。 ※添付資料は不要</p> <p>〇</p>	○																		
(記入例) 一般交通の安全確保のための交通安全対策に係る技術的な工夫	<p>① . . . . .</p> <p>入札参加者が左記の事項について仕様書等の規定されている対応方針に加えて、より安全で、より効果的となるような技術的な工夫について、具体的に、かつ簡潔に記述する。</p> <p>※ 1つの事項につき1つの所見とし、400字程度以内で簡潔に記述すること。 なお、2つ以上の所見と判断された場合には、該当する事項を評価しない。</p> <p>-</p>	-																		

新	旧	備考									
<p><b>様式-3 (記載例)</b> 簡易な施工計画【施工上の対処すべき技術的所見】</p> <p>工事名： 会社(企業体) 名：</p> <table border="1" data-bbox="186 390 1262 1196"> <thead> <tr> <th data-bbox="186 390 406 427">事項</th> <th data-bbox="406 390 1152 427">所見の具体的内容</th> <th data-bbox="1152 390 1262 427">評価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="186 427 406 814"></td> <td data-bbox="406 427 1152 814"> <p style="text-align: center;">入札参加者による独自設定の記載方法</p> </td> <td data-bbox="1152 427 1262 814"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="186 814 406 1196"> <p>入札参加者による独自設定</p> <p>「・・・・・・に関する技術的な工夫」</p> <p>* 設定した事項を記載</p> </td> <td data-bbox="406 814 1152 1196"> <p>入札参加者が左記の事項について仕様書等の規定されている対応方針に加えて、より安全で、より効果的となるような技術的な工夫について、具体的に、かつ簡潔に記述する。</p> <p>※1 各自「事項」を設定(記載)したうえで、「所見の具体的内容」を記載すること。</p> <p>※2 施工上の対処すべき所見とし、他の所見や提案内容と重複している場合には該当する事項を評価しない。</p> <p>※3 1つの事項につき1つの所見とし、400字程度(文末に使用する文字数を記載)で簡潔に記述すること。</p> <p>なお、2つ以上の所見と判断された場合には、該当する事項を評価しない。</p> </td> <td data-bbox="1152 814 1262 1196"> <p>〇〇〇文字</p> <p>〇</p> <p>〇〇〇文字</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p>※本表は、落札者決定基準の別表として添付し入札参加者へ提示する。</p> <p>※評価 ○：加点評価の対象とする -：加点評価の対象としない ×：実施不可</p> <p>注1 A4用紙1枚以内にまとめるものとし、1つの所見につき400字程度(文末に使用文字数を記載)で簡潔に記載すること。 2 ワードプロソフト使用の場合、フォントサイズは、11ポイント以上とする。 3 所見でNETIS掲載の新技术・新工法がある場合は、NETIS番号を明記すること。 また、NETIS掲載の新技术については、資料の添付は不要とし、NETIS掲載以外(掲載終了した旧NETISを含む)の工法等がある場合、技術的内容や効果が把握できる資料を1所見につき1枚まで添付する事。 なお、NETIS番号の不記載や番号の間違いは評価しない。 4 提出された所見の内容の確認が必要な場合、追加資料又はヒアリングを求める場合がある。 なお、差し替え及び再提出は認めない。 5 「ICT活用モデル工事」対象工事の対象工種に関する技術的所見については評価しない。</p> <p style="text-align: center;">(用紙寸法 日本工業規格A4)</p> <p style="text-align: center;">- 35 -</p>	事項	所見の具体的内容	評価		<p style="text-align: center;">入札参加者による独自設定の記載方法</p>		<p>入札参加者による独自設定</p> <p>「・・・・・・に関する技術的な工夫」</p> <p>* 設定した事項を記載</p>	<p>入札参加者が左記の事項について仕様書等の規定されている対応方針に加えて、より安全で、より効果的となるような技術的な工夫について、具体的に、かつ簡潔に記述する。</p> <p>※1 各自「事項」を設定(記載)したうえで、「所見の具体的内容」を記載すること。</p> <p>※2 施工上の対処すべき所見とし、他の所見や提案内容と重複している場合には該当する事項を評価しない。</p> <p>※3 1つの事項につき1つの所見とし、400字程度(文末に使用する文字数を記載)で簡潔に記述すること。</p> <p>なお、2つ以上の所見と判断された場合には、該当する事項を評価しない。</p>	<p>〇〇〇文字</p> <p>〇</p> <p>〇〇〇文字</p>	<p>(様式新設)</p>	<p>※北海道に準拠して改正(技術的所見の「入札参加者の独自設定」の記載例を追加)</p>
事項	所見の具体的内容	評価									
	<p style="text-align: center;">入札参加者による独自設定の記載方法</p>										
<p>入札参加者による独自設定</p> <p>「・・・・・・に関する技術的な工夫」</p> <p>* 設定した事項を記載</p>	<p>入札参加者が左記の事項について仕様書等の規定されている対応方針に加えて、より安全で、より効果的となるような技術的な工夫について、具体的に、かつ簡潔に記述する。</p> <p>※1 各自「事項」を設定(記載)したうえで、「所見の具体的内容」を記載すること。</p> <p>※2 施工上の対処すべき所見とし、他の所見や提案内容と重複している場合には該当する事項を評価しない。</p> <p>※3 1つの事項につき1つの所見とし、400字程度(文末に使用する文字数を記載)で簡潔に記述すること。</p> <p>なお、2つ以上の所見と判断された場合には、該当する事項を評価しない。</p>	<p>〇〇〇文字</p> <p>〇</p> <p>〇〇〇文字</p>									

新	旧	備考																																																																								
<p>様式-6 担い手の育成・確保調書</p> <p>工 事 名： 会社(構成員)名：</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>新規の雇用の申請の有無 (申請する ・ 申請しない)</p> <p>※共同企業体の場合は、申請する会社名と適用する企業体名を記入。 ※申請しない場合は、以下の記載は不要。</p> <p>※過去5年間において、学校教育法に定める高校、高専、大学、大学院、専修学校等や職業能力開発促進法に基づく公共職業能力開発施設を卒業・修了した者の雇用。また、過去5年間において、建設業の許可を受けている企業に従事していた離職者の雇用がある場合は、下欄に雇用者の氏名等を記入するとともに、雇用関係の判断できる資料を併せて提出する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">氏 名</td> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 10%;">会社名</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>企業体名</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>生 年 月 日</td> <td>年 月 日生</td> <td>採用時点の年齢</td> <td></td> <td></td> <td>才</td> </tr> </table> <p>学卒者の雇用の場合</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">卒業・修了 学校名</td> <td style="width: 15%;"></td> </tr> <tr> <td>卒業・修了 年月日</td> <td>年 月 日卒業(修了)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>【提出資料】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①卒業(修了)証書又は卒業(修了)証明書の写し</li> <li>②雇用契約書の写しなど、雇用契約の内容がわかる書面</li> <li>③健康保険加入者：健康保険厚生年金被保険者資格取得確認通知書の写し+健康保険厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写し</li> <li>④健康保険未加入者：雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し+源泉徴収簿の写し</li> <li>⑤3ヶ月以上継続雇用されていることがわかる書面(賃金台帳の写しなど)(注2)</li> </ol> <p>離職者の雇用の場合</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">前会社名</td> <td style="width: 15%;"></td> </tr> </table> <p>【提出資料】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①解雇通知書又は離職証明書の写し</li> <li>②雇用契約書の写しなど、雇用契約の内容がわかる書面</li> <li>③健康保険加入者：健康保険厚生年金被保険者資格取得確認通知書の写し+健康保険厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写し</li> <li>④健康保険未加入者：雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し+源泉徴収簿の写し</li> <li>⑤3ヶ月を超える継続雇用されていることがわかる書面(賃金台帳の写しなど)(注2)</li> </ol> <p>注1 共同企業体で申請する場合は、構成員ごとに作成し提出すること。 2 3ヶ月を超える継続雇用とは、基準日(令和7年度は、令和7年4月1日時点)において、3ヶ月を超える雇用があることが必要のため、令和7年1月～3月の雇用ならびに基準日においても雇用を継続していること証する書類が必要となるので、添付する書類に留意すること。</p> <p style="text-align: center;">(用紙寸法 日本工業規格A4)</p> </div>	氏 名		会社名						企業体名				生 年 月 日	年 月 日生	採用時点の年齢			才	卒業・修了 学校名						卒業・修了 年月日	年 月 日卒業(修了)					前会社名						<p>様式-6 担い手の育成・確保調書</p> <p>工 事 名： 会社(構成員)名：</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>新規の雇用の申請の有無 (申請する ・ 申請しない)</p> <p>※共同企業体の場合は、申請する会社名と適用する企業体名を記入。 ※申請しない場合は、以下の記載は不要。</p> <p>※過去5年間において、学校教育法に定める高校、高専、大学、大学院、専修学校等や職業能力開発促進法に基づく公共職業能力開発施設を卒業・修了した者の雇用。また、過去5年間において、建設業の許可を受けている企業に従事していた離職者の雇用がある場合は、下欄に雇用者の氏名等を記入するとともに、雇用関係の判断できる資料を併せて提出する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">氏 名</td> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 10%;">会社名</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>企業体名</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>生 年 月 日</td> <td>年 月 日生</td> <td>採用時点の年齢</td> <td></td> <td></td> <td>才</td> </tr> </table> <p>学卒者の雇用の場合</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">卒業・修了 学校名</td> <td style="width: 15%;"></td> </tr> <tr> <td>卒業・修了 年月日</td> <td>年 月 日卒業(修了)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>【提出資料】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①卒業(修了)証書又は卒業(修了)証明書の写し</li> <li>②雇用契約書の写しなど、雇用契約の内容がわかる書面</li> <li>③健康保険加入者：健康保険厚生年金被保険者資格取得確認通知書の写し+健康保険厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写し</li> <li>④健康保険未加入者：雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し+源泉徴収簿の写し</li> <li>⑤3ヶ月以上継続雇用されていることがわかる書面(賃金台帳の写しなど)(注2)</li> </ol> <p>離職者の雇用の場合</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">前会社名</td> <td style="width: 15%;"></td> </tr> </table> <p>【提出資料】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①解雇通知書又は離職証明書の写し</li> <li>②雇用契約書の写しなど、雇用契約の内容がわかる書面</li> <li>③健康保険加入者：健康保険厚生年金被保険者資格取得確認通知書の写し+健康保険厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写し</li> <li>④健康保険未加入者：雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し+源泉徴収簿の写し</li> <li>⑤3ヶ月を超える継続雇用されていることがわかる書面(賃金台帳の写しなど)(注2)</li> </ol> <p>注1 共同企業体で申請する場合は、構成員ごとに作成し提出すること。 2 3ヶ月を超える継続雇用とは、基準日(令和6年度においては、令和6年4月1日時点)において、3ヶ月を超える雇用があることが必要のため、令和5年1月～3月の雇用ならびに基準日においても雇用を継続していること証する書類が必要となるので、添付する書類に留意すること。</p> <p style="text-align: center;">(用紙寸法 日本工業規格A4)</p> </div>	氏 名		会社名						企業体名				生 年 月 日	年 月 日生	採用時点の年齢			才	卒業・修了 学校名						卒業・修了 年月日	年 月 日卒業(修了)					前会社名						<p style="text-align: center;">※北海道に準拠して改正(時点修正)</p> <p style="text-align: right; font-weight: bold; font-size: 1.2em;">(P37)</p>
氏 名		会社名																																																																								
		企業体名																																																																								
生 年 月 日	年 月 日生	採用時点の年齢			才																																																																					
卒業・修了 学校名																																																																										
卒業・修了 年月日	年 月 日卒業(修了)																																																																									
前会社名																																																																										
氏 名		会社名																																																																								
		企業体名																																																																								
生 年 月 日	年 月 日生	採用時点の年齢			才																																																																					
卒業・修了 学校名																																																																										
卒業・修了 年月日	年 月 日卒業(修了)																																																																									
前会社名																																																																										

新	旧	備考												
<p>様式-7</p> <p style="text-align: center;">地域の守り手確保等調書</p> <p>工 事 名： 会社(企業体)名：</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><b>環境対策の認定制度等の有無</b> (あり・なし)</p> <p>※認定(登録)を受けている場合は、下欄に種類(該当するものに○)、認定(登録)年月日及び認定(登録)期間の終了日を記入するとともに、認定(登録)を証明する資料(認定証書等の写し)を併せて提出する。(5種類の中のいずれかで可)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">種類</td> <td colspan="3">ISO14001 ・ 北海道グリーン・ビズ認定制度「優良な取組」部門 ・</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="3">さっぽろエコメンバー登録制度 ・ HES ・ EA21</td> </tr> <tr> <td>認定(登録)年月日</td> <td style="text-align: center;">年 月 日</td> <td>期間の終了日</td> <td style="text-align: center;">年 月 日</td> </tr> </table> <p>注1 記入欄が不足する場合は、適宜、行を追加して作成することとし、用紙が複数枚となる場合は、用紙右上余白に「全○葉の内○号」と記入すること。 2 共同企業体で申請する場合は、構成員ごとに作成し提出すること。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>地域企業の活用                      地域内企業の活用比率</p> <p>※地域企業活用予定比率について、該当する項目に「し」を記入する。</p> <p>地域内企業活用比率      <input type="checkbox"/> 20%以上</p> <p>   <input type="checkbox"/> 10%以上20%未満</p> <p>   <input type="checkbox"/> 10%未満</p> </div> <p>注1 共同企業体で申請する場合は、代表の構成員が作成し提出すること。</p> <p style="text-align: right;">(用紙寸法 日本工業規格A4)</p> </div>	種類	ISO14001 ・ 北海道グリーン・ビズ認定制度「優良な取組」部門 ・				さっぽろエコメンバー登録制度 ・ HES ・ EA21			認定(登録)年月日	年 月 日	期間の終了日	年 月 日	<p>様式-7</p> <p style="text-align: center;">地域の守り手確保等調書</p> <p>工 事 名： 会社(企業体)名：</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>地域企業の活用                      地域内企業の活用比率</p> <p>※地域企業活用予定比率について、該当する項目に「し」を記入する。</p> <p>地域内企業活用比率      <input type="checkbox"/> 20%以上</p> <p>   <input type="checkbox"/> 10%以上20%未満</p> <p>   <input type="checkbox"/> 10%未満</p> </div> <p>注1 共同企業体で申請する場合は、代表の構成員が作成し提出すること。</p> <p style="text-align: right;">(用紙寸法 日本工業規格A4)</p>	<p>※評価項目新設に伴う改正(評価項目新設に伴う様式-7の改正)</p> <p style="text-align: right; font-weight: bold; font-size: 1.2em;">(P39)</p>
種類	ISO14001 ・ 北海道グリーン・ビズ認定制度「優良な取組」部門 ・													
	さっぽろエコメンバー登録制度 ・ HES ・ EA21													
認定(登録)年月日	年 月 日	期間の終了日	年 月 日											